

〈翻刻〉『平家物語評判秘伝抄』(1)

小井土 守敏^一・楠瀬 由夏^二・小川 あかり^三

^一大妻女子大学文学部日本文学科・^二大妻女子大学大学院人間文化研究科言語文化学専攻日本文学専修

キーワード：平家物語評判、注釈、翻刻

抄録

『平家物語評判秘伝抄』全十二巻、二十四冊のうち、第一冊「巻第一之上」及び第二冊「巻第一之下」を翻刻紹介する。本作品は、江戸時代における『平家物語』研究の実態を知るうえで重要な作品でありながら、現在本作品に簡便に接することができるテキストがない。本稿では、その書誌情報を略述し、本文の翻刻紹介を行う。『平家物語評判秘伝抄』研究、ひいては、近世期における「注釈」の研究に資するものである。

一 はじめに

『平家物語評判秘伝抄』(第一筆者架蔵)を翻刻紹介する。『平家物語評判秘伝抄』は、近世における『平家物語』評論書で、十二巻二十四冊。作者は未詳。架蔵本の巻末には、「平家物語評判秘伝抄巻第十二之下終／田中庄兵衛／梅村弥右衛門」とあるのみで正確な刊年は不明であるが、『新訂増補国書総目録』によると、慶安三年(一六五〇)版本の所在が知れるので、成立はそれ以前ということになる。架蔵本の版は、おそらくは慶安三年版の後印版であろう。なお同版は、内閣文庫他に複数の所在が確認できる。

本書の内容について岡田美穂氏は、『平家物語』の各章段を掲げ

て本文を摘記し、「評」と「伝」による批評や注釈を施すという形式をとる。底本となった『平家物語』は流布本であったと見られる。「評」は人物論・軍略論・政治論を主軸とし、儒教的・仏教的・道義的な視点から作中人物や事件を評論する。「伝」は、主として底本には収録されない伝奇的な逸話を載せる。「評」に比較して項目数は少ない」と指摘し、「本作品は江戸時代の『平家物語』研究の具体像を解明するうえで重要な作品の一つといえる」と位置づけている^(一)。注釈に際しての典拠は、本文中には明示されないが、堀竹忠晃氏^(二)や阿部美知代氏^(三)らによって、様々な典拠があることが明らかにされつつあり、本書の教養の書としての位置づけや、その作者像につ

いて議論を呼んでいる。

このように、非常に興味深い作品ではあるにもかかわらず、現在本作品に簡便に接することができないテキストがない。明治十九年（一八八六）、内藤加我が金桜堂より翻刻を刊行しているが、すでに所蔵している図書館等も少なくなっているようである。本作を研究対象とする時には、多くは版本もしくはマイクロフィルム等によるしかない状況である。ついてはここに、その本文の翻刻紹介を行う。『平家物語評判秘伝抄』研究、ひいては、近世期における“注釈”の研究に資することができたなら幸いである。

二 略書誌

〈外題〉平家物語評判 卷之一（〜廿四）

左肩に刷題簽 「物語」／「ものかたり」の異表記アリ

〈目録題〉平家物語評判秘伝抄卷第一（〜廿四）目録

〈内題〉平家物語評判秘伝抄卷第一之上（一之下…十二之下）

〈版心〉平家評林一之上（一之下…十二之下）（丁数）

〈巻冊〉二十四冊 〈残欠状況〉揃

〈保存状況〉虫損有 卷之九（巻第五之上）に焦げあり

〈体裁〉袋綴製版本

〈表紙〉青鈍色

第一冊に「五十四番／二十四冊」と書かれた貼紙あり

〈表紙寸法〉縦二五・七cm×横一八・四cm

〈見返し〉本文共紙 〈料紙〉楮紙

〈本文用字〉漢字仮名交じり

〈二面行数〉十一行

〈丁数〉一…63丁・二…58丁・三…38丁・四…33丁・五…34丁・

六…34丁・七…34丁・八…38丁・九…37丁・十…37丁・

十一…41丁・十二…50丁・十三…42丁・十四…44丁・

十五…42丁・十六…45丁・十七…48丁（目録欠）・

十八…58丁・十九…29丁・二十…34丁・二十一…54丁・

二十二…41丁・二十三…37丁・二十四…23丁

〈本文匡郭〉四辺単郭（縦二一・二cm×横一六・一cm）

〈刊記〉平家物語評判秘伝抄巻第十二之下終

田中庄兵衛

梅村弥右衛門

〈蔵書印〉「無声」（陰文）印主は朝倉無声（1877-1927）か。

〈その他〉巻之四（巻第二之下）表紙見返しに、「著者は由井正雪な

りと／伝ふ 無声」との書き入れあり。また同巻に、

「笠間義夫（無声）／註記あり」と記された紙片が挿まれている。

三 凡例

本稿では、『平家物語評判秘伝抄』の第一冊「巻第一之上」及び第二冊「巻第一之下」を翻刻する。翻刻に際して、以下の方針をとる。

1. 底本の表記を、ふりがなを含めて、現行の仮名、漢字に改める。漢字については、ことさらに底本のままに旧字・異体字とはせず、一般的な漢字に置き換えている。

2. 底本には、現在の句読点にあたる印（小さなマル）が付されているので、それらを語法や文脈により、適宜「、」や「。」に読み替えている。

3. 底本には、熟語の間に音読符（中央に縦棒）や訓読符（左寄せの縦棒）が付されているが、これを省略する。
4. 底本には、まれに書き入れが見られるが、本稿においては採用しない。
5. 行頭の文字下げや、内容による意図的な改行等の体裁は、底本に做ったが、配字配行までは底本のままではない。
6. 丁変わりの表示は、底本の柱に摺られた丁数を用いている。ウェブ上で公開されている画像データとの照合に利するためである。なお、冊によっては、特に目録について、丁表示が空白の場合もあるが、そのままとする。
7. 底本が虫損等により判読困難である場合、国文学研究資料館の日本古籍総合目録データベースに公開されている同版の画像を参照する。

四 翻刻

平家物語評判秘伝抄巻第一目録

祇園精舎

殿上闇討

鱸

禿童

我身栄花

妓工

(白)

平家物語評判秘伝抄巻第一之上

祇園精舎并殿上闇討

(目録才)
(目録ウ)

鳥羽院、得長寿院を造進せられて、三十三間堂始御建立事

評曰、釈迦仏より以来、堂塔を建、仏の像を造る事は、全有為

の樂を求る為にあらず。唯偏に出離菩提の道を得せしむべき

方便の為也。されば天竺にて頌達長者と云者、釈尊を請じ奉つて、

始めて祇園精舎を建立せり。されども此志、偏に有為の財宝を

樂とせず、一向無上(一才)菩提の道を求、如来の大法輪を、

一切の衆生に結縁せん為の大願とみえたり。其志、至て信実

なるが故にや、今に至る迄一天四海に其功德を残す事、是頌達が

大願の信あるしるし、むなしからざる処にあらずや。故にい

ま日本にても、仏法を信する在家は、争此頌達が信心をもつて、

其宗とせざるべけんや。然に鳥羽院、此御堂御建立の御志、全

衆生済度の為を思召にはあらず。唯御自身の御寿命栄花の御祈の

為と見えたり。故に寺号も得長寿院(一ウ)を幸として取立給

へり。是誠に現世の御祈の為にあらずや。仏法には、我身一人の

成仏を求るをさへ、声聞外道の法なりとて、大きに仏戒給へ

り。然といへども長寿を得と云事、仏法になきにもあらず。成仏

を遂たる人をば、長寿を得たる人と云也。故に弥陀の御名をば、

無量寿仏と云て、はかりなき命の仏と申也。されば経にも、極樂

世界は、不生不滅の国なりともいへり。又老子経に、死してもほ

るびざるものは、命ながしと有も此心に等。然ども此御堂は、唯

大道の(二オ)名をかり給ひて、曾て衆生を憐思召御志なし。故

に末世に至て此御堂、人のこゝろを安ずる功德少しと見えたり。

されば末世の人、此堂に向て生死の流浪を祈事なく、唯我慢偏

執の矢数をあらそふ悪心の種となれり。故に此三十三間堂は、善

の形のみ有て善の心なし。是誠に其人の心様、此心なき堂にあら

はれぬる時は、人間の行迹つゝしむべき事にあらずや。

或人難じて曰、今三十三間堂において箭数を用事、悪心の種なりといへども、末世武道（二ウ）の弓法の為となる時は、一向あしきとのみ云べからず。然を偏にすて給事は何ぞや。

答曰、此堂において矢数を用事、是全弓法の助とは成べからず。いかんとなれば、上古に弓を学する事は、手前をさきとして、矢かずをさきとはせず。その故は、あたりといふものは、其手前たゞしからざればあたらざる物也。故にあたりを得んと欲する時は、手前を正しうすべし。手前を正くせんと欲する時は、能弓を学し勤るに在。故にあたりを本とする時は、弓の道自すたらず。矢数と（三オ）云ものは、弓と人との力に在。矢かずを本とする時は、力のみ勤て手前を勤ず。故に弓の道自すたれり。てまへ正しくして当る時は、箭数と云ものも自然と、分に応じて其うちに有へし。されば論語にも、弓射る事皮を主とせず、力の品をおなしうせざるが為也と云り。皮とは的のぬけの浅深を云り。然るに今の人、矢数を多射る事を弓の道とおもふ事、是力を勤る道なれば、大きな誤成べし。其うへ上古に此堂をとをしたる心は、今の（三ウ）人の箭数を用る心得にてはあらず。矢十筋のうちにて、皆とをるかをとらざるかを様て、其手前の善悪を鑑ぬる也。然るに末世の人、箭数を多射て、多とをしたるを本とする時は、自手前の道磨るべし。但手前たゞしからざれば、矢数とをらずといはゞ、猶手前を正しうすべし。孔子曰、弓射る事君子に似たり。的をばつしたる時は、却て其身に求ると云り。実に弓を学せんものは、いかんぞ此堂にあらんや。されば末世の弓を学する者は、他人の耳目を誑さん事をのみ（四オ）巧とす

るによつて、かゝる事に様々の奇徳を巧出し、実に、弓の正直の自由を得人まれ也。所以に末世の有様、弓の達人を云時は、此堂の箭数を多とをしたる者をもつて、天下一人の達人とするが故に、末世に至るほど、人々此事をのみ心として弓の誠をうしなふべし。然は是却て弓の本意をうしなふわざはひのもとなり。されば此堂君一人の為を思召さるゝによつて、衆生の利益少き事かくのごとし。然とも善根の道をば、仮の戯にも成すべし。（四ウ）かりにも不善を成して、世にとゞめをく事なかれ。一念の起る事は、纒方寸の中也といへども、其事を成して世に留置時は、末代天下に残て、善悪の報顕す事有。故に古聖曰、天地は一物の為に其時を曲ず。明君は一人の為に其法を曲ずと云り。然は一天の主たる君、いかんぞ一人の利を貪、末代の名を穢し給ふべけんや。故に此事、悪の為には善なれとも、善の為には悪となれり。此一事に付ても、天下の堂塔神社の長久なる事を察し給へ。まこと（五オ）少き堂塔、必久栄べからず。故に末世の人主大慈大悲の志を發して、神社仏閣を建立おはしませ。然ば必其願望、心のごとく成就すべし。

平の忠盛、三十三間堂造進仕たる勸賞として但馬の国を下され、猶御感のあまりに、うちの昇殿とて、殿上の交まで、御許れ有ける事

評曰、それ人を賞するの道は、天下の権柄を全するの法也。故に一人賞して万人悦がごとくに人を賞する時は、上下の心を勵して、諸人其賞を蒙らん事を欲す。故に（五ウ）私の欲をすて、専忠義を尽す。是人の心利を貪、富に媚ぬる故也。罰は一人罰して、諸人恐るゝがごとくに罰する時は、縦殺生の法を用

ると云とも、天是を罪とし給べからず。故に兵を用るの道、権柄を勤る事を専とす。権と云ものは、秤のおもりのことし。秤のおもりといふものは、其おもさ定て有といへども、百目の物にもつりあひ、又は厘毛の物にもつりあふ。或時は己輕けれども物の重きをあげ、或時は己重くして物の輕をあげ。権の道と云は、かのごとく其身に（六才）備り有て、大小の法にわたつて、下万民に至まで、一切に應ぜずと云事なし。されば堯王、天下に権を用給ひし事有、いかにとなれば、太舜と云し人、賤き田夫のうち在といへども、其人の信徳の衡、能天下を挙げべき事を察して、堯王の太子をさしをき、大舜をとりたて給ひ、天下を讓給へり。子を子とするは常の道なれども、天下を持べき徳なき時は、其子をすて、他の徳人を用ゆ。是併その子をすて、終には其子を捨ず。天下を讓ら（六ウ）ざれども、天下をうしなはざる道有故に是を聖人の権の道とす。所以に能この権をとるものは、其威を長ず。大将たるべき人、此権の肝要さとらずんば有べからず。されば兵法にも、愚将は利を取て権をとらず、良将は権を取て利をとらずとも云り。然ば此権の道、武道の肝要成事彰し。されば古遠国を攻に向ふ人有。先其道々の人の心を懐、制法を正しうして、その国々の民の悦政を専として、敢先へいそがず。たゞ其国を安豊になさしむ。（七才）故に其先の国民是を知て、其大将の、我国に遅來事を愁て、種々待もうけをなせり。又其国に至れば、其先の国、又此人を待迎。故に彼せめらるゝ所の国是をみて、戦ずして終に帰伏せり。是又能権を用るものとせり。或又、敵国を責取といへども、全私の利とせず、たゞ其功有者に是を賞し、己は権威を執とも云り。故に権を取て利をとらざれば、

天下国家は其うちに在。然に愚將其権を取ずして、其利を貪。故に権威輕くして、（七ウ）還て其利迄うしなふ事、古今世にためし多し。故に兵法敵に対して戦といへ共時の権変をしらずんば、有べからず。吾威重しといへども、敵を輕んじて、その権の道を過る時は、却てかるき敵に覆さるべし。譬秤のおもり百目にしつて、つりあふ所のもの、厘毛なりとて、其権の宜さを過る時は、百目のおもりも厘毛の物にはねかへさるゝがごとし。故に此道兵道の要旨たり。吾をおもりとなし、敵を物になし、両方をかけくらべて、己おもくなり、敵を（八才）輕くして後に戦をなすべし。吾と敵との、智徳、権威をかけ合せ、吾臣下と、てきの臣下とたれかおもきとかけ合、諸兵と諸兵とかけあはせ、法度と法度とかけ合、民と民とをかけ合、時と時とをかけ合、地形と地形をかけあはせ、此七つのものに吾勝時は、必戦ても勝べし。此七つに負たる方は、必戦ても負べし。然るに愚将は此所をさとらず、唯合戦の負勝は、時の仕合と、行当ての行にのみ有とおもへり。是大なる誤とすべし。太公日、人に国の柄をかす（八ウ）事なかれ。人に国の柄をかす時は、其権をうしなふと云るも此心也。然に鳥羽院この忠盛に、但馬国を給る事、権の道にも叶ず、いかにぞ又礼の用にも及べけんや。故に諸人却て是を娼。一人賞して万人憤時は、賞還て怨と成べし。是併君一人の心よきにくらまされ、其喜あまり有て与得ふが故也。但馬国を一概に給る耳ならず、殿上の交迄近く許させ給ふ事、大なる御誤たるべし。然ども又忠盛、尋常の者にもあらず、勇才人に勝たる君なれば、（九才）徒にすてをき給ふべきにはあらず。徒すて給ふ時は却て又人の励有べからず。故に諸人の志を察して、天下国家

の益をはかり、権の道理によつて賞を宛行へべき事也。

伝曰、延喜帝、菅原大臣に、人を賞するの道を問給ひければ、大臣曰、天下の益を勤計者をば、大きに賞し、私欲をすて、義を守る者をば是に次。君の機嫌をつくなふ者には賞する事なかれ、と云り。是をもつて見る時には、今此勸(九ウ)賞是国王一人の益を思召。其心よきによつて賞し給へり。故に天下の者、その君の機嫌のみつくるひ、様々に便を設て一向上に媚諂へり。所以に天下に自驕長して、政道正しからず。又諸卿忠盛を嫉謗事、是上を軽ずるにあらずや。兵法曰、賞、法に当る時ハ、一を賞して万士よろこぶと云々。此段権の一字、其あらましを記す。甚深たる旨いかなぞしるし尽すべけん。心を廻らし了得し給へ。(十才)

天承元年十一月二十三日、五節豊明の節会の日、公卿殿上人、平忠盛をそねみ給、闇討にせんとの企有事

評曰、是老たる犬の友をほゆるがごとし。人の賞禄位官を得る事、得べき道理によつて得たる時は、是憤媚へきにあらず。又得まじき官禄を待たる時は、是不義不道の賞禄なれば、いかなぞうらやみねたむべけんや。然に忠盛をねたむ事、是又奸人たるへし。其念を鑑に、忠盛を嫉謗時は、是其君をも嫉謗に成べし。されば末世に(十ウ)君につかゆるに、人々此誤多し。尤其君愛すまじき者を愛し、賞すまじきを賞し給時は、正道の為には歎しき事成べし。されども吾志、君の為、世の為を嘆て、是を疎時は、忠臣の心たるべけれども、多分其志は少く、他人を偏執する心より、君の愛する所を嫉者多し。故に口に詭時は忠義の様なれども、却て其君の為には不忠となる事多し。是誠に君々た

らず、臣々たらざる故也。故に国を治め兵を用る事、君臣和合せずんば、一切の事みだれがはしく(十一才)成て、終其身の禍と成べし。されば唐の太宗日、臣、君に不道を進、諫を納ざる時は、其国君終にほろびぬべし、其君ほろびぬる時は、其臣も亡ざるべけんや。然ば臣等が長久安全を願時は、唯君に諫をいるべしと宣り。故に此君をは中興の明君と申伝へり。君臣不和にして万事成ざる事は、天地不順にして万物治らざるがごとし。故に諸卿のかだましき、挙て評するに足らず。

平忠盛、御堂造進の勸賞として、但馬国を(十一ウ)給たるを、悦請たる事

評曰、此者利を貪心により、君につかへて実の忠義を存事深からず。故に忠臣とはすべからず。たゞ尋常の凡士たるに当れり。いかなとなれば、忠盛忠臣賢才の者なる時は、一往辞すべき時也。臣不肖なりといへども、昼夜に忠義をむねとして、偏天下の益を存ず。然に今此勸賞として但馬国を下される事、是全天下の益にあらず。却て人のねたみ有べし。年来つかへ給公卿殿上人の内、又は天下の武(十二才)士のうちにも、其功を賞ぜられずして、むなしく世に埋れ、憤苦もの有べし。願はかゝる人をたづねまし、其不足の人に此賞禄を分ちあたへられれば、某に給りたるより、其願本望たるべしと奏聞申。是をかたく辞する時は、何れの人か忠盛を嫉者あらんや。結句此者をいかにもして昇殿せしめ、君への諫をも納さすべきとこそおもふべけれ。然ば天下の人、忠盛を貴敬べし。又君も私なき忠臣と思召べし。君も類なき忠臣と思召、天下の人も貴時は、禄其中(十二ウ)に有へし。是又権をとつて利を取らざる故也。然に忠盛、利を執て権

を失事、忠臣賢才なきにあらずや。故に此心、天下の大臣たるべき人、ふかく心得有べき故也。凡人としては、一度諸人の大将たるべき願こそ、武士の本望成へきに、纔の小利にかゝはり其權威をうしなふ事、是なげかしき事にあらずや。故に爰にあらましをしるす。心を付て甚深の理有事をさとり給。景行録曰、己を屈するものは、能諸々に交、居、勝事を好者は、必敵に逢といへり。(十三才) 是忠盛の心中にも少は先官の諸卿と、あらそひ欺志有レ故成べし。然とも仁者に敵なしとはいへども、孔子、魯国において妨られ、范増と云しものは、楚国の忠臣たりしかども敵の為に讒せられて、捨られたる様有。故に君たる人、能其心を正しうして、讒者を近付給ふ事なかれ。然といへども、忠盛一向に不忠の者ともなしがたし。いかんとなれば、諸卿内々の巧に、忠盛を害し給ふべき謀有かと知れとも、敢て事ともせず、心中に策をふかくして(十三才) 吾武勇の家に生れ、今不慮の恥にあはん事心うかるべし、然ども所詮は身を全して、君につかへ奉れと云本文有とて、兼ての用意に、大きなさやまきをこしらへ、其中には木をけつりて用たる事、後日の訴までの事を勘たる事、智と勇と忠と三つは、曾てなしとも申がたし。されは今比人世に忠盛といはれ、但馬国を給りたる事、此三つのもの、少は時の人に勝て有故成べし。然に末世の武士、己が手前の智徳の有無をしらず、世を(十四才) 憤、君を恨る事、是拙心とすべし。名を得祿を得る事、全外にあらず。唯己が能徳に有べし。故に日々に身を省て、其智徳をあつくすべし。然ば名利求ずして、必得る事有べし。

忠盛用心の爲にとて、そくたいの上に大きなさやまきをさし、次

に相伝の下人家貞と云者に物の具をさせ、殿上の小庭迄めしつれ給ふ事

評曰、此事正徳有人の謀にあらず。以前に評するがごとく智謀勇才有と申べき(十四才) 欺。如何となれば、忠盛実の徳有人ならば、兼て己を謙、礼義を専となしぬる時は、誰か敵する者あらんや。古人曰、仁者に敵なしと云り。故に徳なきしるし明也。智謀有といふは、今忠盛、時の難に逢といへども、能人の心を察し、謀をもつて木刀をさし、其難を避られたるは、是智謀有のしるしにあらずや。又勇有と云は、あまたの人、吾を害せん策有といへ共、是をしりながら、少も臆せずして、その座につらなり、木刀をさゝれける事、是(十五才) 勇有のしるしにあらずや。されば武士たる者は、第一勇を先とすべし。如何となれば、勇なき時は、平生の智有と云共、事に当て心みだれ、其智聞きもの也。故に太公も、大将の徳を云時、勇智仁信忠とて、五つを挙げ、しかも勇を先とす。然ども此勇、全血気の勇にあらず。たゞ仁義の大勇たるもの也。故に忠盛三つの物は小人に勝たりと謂べきもの也。然ども末世の武士を見るに、勇の本意しらず。詞をすねしく、眼をいかるを勇とする(十五才) 者多し。実の勇と云は、礼義を兼て尽されば、匹夫の勇とていやしき故也。伝日、池の宰相高光といふ人の方より、忠盛を諸卿の閤討にせらるべきよし、告知らせ給ふによつて、忠盛其比師と頼ける兵法者に、田村道清惟行と云者有。此人智徳平人にあらず。故に此事、如何して其難を避、無事を得んと談合有ければ、惟行申けるは、当時の諸卿の心を察しみるに、何も我慢偏執の氣ざし深。其上何も代々殿上の遊男なれば、武勇の(十六才) 道を存る人、曾て

是なし。忠盛は度々、勇功人に勝れ給ふ身なれば、定て人々、心中には恐憚志ざし有べし。故に太刀を帯給ひ、用心の気色を見せ給ふ時は、人皆恐て、臆病氣出て、近付うたんと欲する者有べからず。其上御辺の家人家貞は、世に人のしる勇士なれば、彼を殿上の小庭迄召をかけたまひ、うつほ柱の辺に伺公仕ものならば、人必布衣のしやうぞくにもがけて、是をとがむべし。其時御辺の知給はざるがごとくにもてなさせ、内々諸卿の隠謀有旨を云せられん時は、必(十六ウ)臆病氣有雲客兼ての謀、皆相違有べし。然ば其夜の難は無事にして避給ふべし。されとも節札の時に、兵杖を帯して、公宴に連事は、先代よりも禁をける事なれば、必後日に是をとつて、讒言の種とし、訴申人有べし。故に太刀の実をば、木を削、薄にてだみ給べし。節会過て帰らるゝには、直に主殿司に預をかるべし。是後日の糺明あらん時、其太刀を召出し、諸卿兼ての隠謀有旨を奏聞せられなば、必子細有べからずと、内談を決せられ、其謀をもつてその難をさけ、(十七才)恥を受給はずと云り。是誠に深慮也。古人曰、風によらずんば何をもつて雲霧を散さん。人師にしたがはずんば、何によつてか迷を解せんと云り。

忠盛が郎等、左兵衛尉家貞が事

評曰、勇義の有者たるべし。いかんとなれば、公卿彼をみつて、六位のものをもつてしきりにとがめ、罷出べきよしをいはせける処に、家貞畏て申けるは、相伝の主君備前守殿、今夜仙洞にて闇討せられ給ふべき由承て、其ならんずるやうをも(十七ウ)見奉らんと存知て、かくて候ものなれば、他の子細有ものにて候らはず、然るにことゆへなくして、むげには得こは出まじけれとて、

いかにも鎮て居たる事、是勇有者にあらずや。又かゝる時分に、唯一人従、君の為に命をおしまざる事、忠義至て深き者也。故に後代の武士たる者、たゞ勇義の道を学で専とすべし。然に末世の武士、然故をしらず。今日の小利にかゝはり、或は小名貪て、終の大名を穢す事世に多し。されども仏法には(十八才)名利を捨よとおしへ給ふといへども、其内証は、終に大名を得せしめんが為也。名を求めんと欲する時は、偽かざる事多し。故に却て其名を穢べし。名をむさばらずして、道を専とする時は、求ずして其名必高し。故に一切の芸能をなすやからも、はやく名を求め志ふかしといへども、其名を得せしむべき芸能をば、あつくつとむる事なし。所以に終其名を得ず。是仏法に名利を禁て、名をうしなはざる心是也。昔異国に張(十八ウ)翰と云者有。後世迄、名の残らざらん事を計、ましていはんや、当世の名利あらん事拙と云て、常に名を貪らざる者有。時に或人は評曰、張翰名を貪らざらんと云、其名を求る事、常の名をむさばるより、其心たくみふかしと云り。実にかゝるものさへ達人とはなしがたし。いかにはんや末世小名をむさばる輩においてをや。故に末世の人、節に当て義を守り、君につかへて忠をつくさば、必求ずして其名を得べし。されば今(十九才)此家貞が名は、求て得たる者にあらず。かれが忠義其名を高くする者也。必末代の武士、是に心を付て、武の名を穢事なかれ。

忠盛御前の召によつて、舞をまはれけるに、公卿是をそねみて、伊勢平氏はすかめなりやとはやされける事

評曰、古公卿、節札に至る前日より、万事をつゝしみものいみをして、既に其日に当る時は、衣冠をあらため、万怠ゆるかせ

にする事なく、物云事にも詞多からず。又他(十九)人の行事を妨ず、唯其思所と、己が職とをつとめ、他人の事を云べからず。他人の災を云ず、人の災は口より出。努て是を慎と云文を守て、其身の禁となすと見えたり。故に末世にも心有人は、かゝる事をもつて、其身をつゝしめり。拾芥集などに、其礼詳にしるせり。然にかゝる不肖なる事を、一天の君の御前などにて、人の悪非を罰事、挙て評するに足らず。されば漢書曰、讒者すゝめば衆賢退、群狂盛なれば正士銷と云り。(二十才)

節会事終て、公卿殿上人、忠盛の事を讒奏せられけるは、年来の郎従と名付て、布衣の兵を殿上の小庭に召つれ、或は其身に腰刀をさして、節会の座に連ける事、是希代の狼藉成べしと奏せられける処に、忠盛并家員が事を、帝よりの宣旨に、二人ともに道理に仰出さるゝ事

評曰、忠盛を召出されて、其子細を尋問召れけるに、郎等の事全存ぜざるよし、陳じ申されけるにまかせられて、帝の宣旨に、且は武士の郎等のならひ(二十ウ)なれば、忠盛が罪にあらずと宣下せらるゝ事、正理となしかたし。如何となれば、尤此事忠盛知給はざる時は、忠盛の罪科は少しといへども、郎等の罪一向なきにはあらず。武士の郎等のならひなりと申て、御許れんには、禁裡へ布衣の者、兵杖を帯して、参まじき処へ参る時は、終に仙洞の礼法みだるべし。殊更是は、時にもあらざるに物具を着して、鈴のつなの辺まで推参仕る条、是法を背たる罪有。主命によつて推参する時は、是主(二十一才)の罪重して、家人過少かるべし。殊是は其主、知らざる由の時は、郎等の罪のがれがたし。然ども此事尋常の事にあらず。第一此訴は忠盛に道理有て、諸

卿に非有。殊更己が主君の為に私を省ざる時は、其志徒にもなしがたし。尋常のものにおいては、流罪たるべき罪なれ共、事の理非を糺時は、是忠盛に道理あり。されども礼に背たる罪有時は、先此郎等も暫の間禁獄せらるべき事也。一概に是を御免れ有時は、諸卿の心もおさまらず、(二十一ウ)末代の礼法もたしがたし。次に忠盛の腰刀の事、是は後日の訴訟を存られ、木刀をさゝれ、主殿司にあづけ出らるゝ事、実にしよきやうの企を遁ん為の智謀は、是御感有事理なれども、此事の発たる禍の源を糺されざる事は、本意にあらず。諸卿何の意根有てか、忠盛をばかく疎けるぞや。又忠盛いかなる無道を行て、人々にはかくうとんせられけるぞや。此両条何も忠義の道有とは心得がたしと、能々実否を決せられ、後日にも禁中の、(二十二才)事なきやうに治給はざる事、其誤有べし。又刀の事、さすまじき所へ指て来る事、是礼に背たる罪有。鉄木の差別は免しがたし。喩内は木也と云とも、外刀のごとくに拵たる時は、其罪一向なきにはあらず。然ども是は忠盛に道理多。故に此理を仰出され、自今以後かゝる事なき様に事を治め、糺明おはしまさざる事、是又本意とはすべからず。若諸卿の道理有て、忠盛の僻事有時は、たとひ刀の内、木なりといふとも、必其罪有べし。指べき所へ、刀(二十二ウ)なくして、木なりとも刀のごとくにこしらへさしたる時は、是木なりとて其者をつみすべけんや。されはかくのごとくに諸人の心争挑事は皆君の御心の正しからざる故也。孝経にも、類有て争時は兵乱起ると云り。故に此時より禍の基を生ぜり。是以前にも評するがごとく、時の君、人を挙給事、其御機嫌にのみまかせられ、或は君一人の利をむさぼり思召が故に、此災生ぜ

り。忠盛又己が利にのみ闇まされ、大忠を存せざるによつて、人の憎を受たり。(二十三才) 故に此人、進事を知て退事を知ざるゆへ也。然ば以前に、忠盛但馬国をうけたる処の評、理に當るべきか。太公曰、吏忠正にして法を奉るものは、其位を貴し、廉潔にして人を愛する者には、其禄を厚与よと云り。人を愛せざる者に大禄をあたゆる時、末代といふとも、必かゝる禍生ずべき者也。

忠盛の郎等、家貞が事を陳じ申されけるに、先郎従の小庭に伺公の由、全存ぜず候、但近日人々の相巧る旨、子細有か(二十三ウ)の由、年来の家人伝承によつて、其恥を助が為に、忠盛にはしらせずして、参公仕事力及ざる次第也と申されける事

評曰、是家人の誤にのみ申さるゝ事、縦其旨実也と云とも、家貞が為には忝事にあらず。是仁心なきに當れり。然どもこの罪死罪に行るゝつみならねば、唯事の無事を思ひ給ひて、角は宣ふやらん。又諸卿の内々の巧、忠盛は知給はざれども、はや家人迄聞付たりと、人にしらせんとの策ならんか。然ばそれほどの事なと家貞(二十四才)は忠盛にはしらせざりけるぞや。是忠盛一向に知らずと宣ふ事、正意ならざる詞多し。然ども此段、其心中決しがたし。本書にのみよつて是をみる時は、家貞が心中には、其忠を軽んぜらるゝ憤有べし。故に世の訴を聞事は、中々不肖の凡夫の成べき事にあらず。縦心中に依怙鬚眉なしと云とも、其奉行人、智慧なき時は、其事両様の心中より、己と感じて、其命に順事有べからず。訟を聞事、其訟ぬるもの共の心中より、各が誤に(二十四ウ)にくせざる時は、世の訟やむ事有べからず。ましていはんや利欲に心かたふき、依怙鬚眉多き奉行人、

其心にて訟を聞時は、一つとして理に當るべからず。故に能人をえらひ求て、其職を授給へ。

或人問曰、古聖代に、奉行職を授ぬる時は、如何いたし候や。

答曰、聖代に奉行職を授る事は、唯其人を択て是にそなふ。問

曰、いかやうなる人を用て宜しとせんや。答云、其事更に説事か

たし。如何となれば、人を知事なければ、撰事あたはず。人を

(二十五才) 知らんと欲せば、先其知べき者明成べし。己闇し

て、いかんぞ人を知べけんや。されば末世には、己が心に順人

をもつてハ善人となし、己が心に逆るをもつて悪人となせり。然

らばいかんぞ其人是、人を知べけんや。その上末世に至りぬれば、

世の凡人の多譽るものをは、是を挙て善人なりとし、世の凡人の

誂ところの者をば悪人として是を用ず。所以に方人多き者はすゝ

み、方人少き者はすゝます。故末世の人、其朋友の耳目をの

み偽かざり、悉好言令色に(二十五ウ) 陷。其譽る処の人、

其誹所の人によつて、善悪有ぬべし。故如何となれば、悪人は必

善人を憎事は是、尋常有事にあらずや。故に人を知人なくして、

是を択事叶がたし。されは平氏の世にも、重盛死し給ひてより後

は、其家中の方人多き者をもつて、それ／＼の役を司しめたり

といへども、撰出したる者、何れも同ごとくなる者にして、更に

秀たる賢者、終に世にあらはれざりき。故万事の作法みだり

がはしき事、日々(二十六才) 重れり。さればかやうの時代には、

正しき邪行たりといへども、上の機嫌に順べき時は進て是を用、

正しく天下の益と成べき事をも、上の機嫌に應ぜざる時は、口を

つぐみ耳を愚にして是を諫ず。所以に人々、自己の名利をのみつ

くのひ、曾て忠義をしらせざる世となれり。故君明智なくして、

賢智あらはれがたし。然ば人を挙る事、如何一概にして是、説得けんや。問曰、君明智有時は、世の政煩有事なし。明智なしといへども、泰平を存、志（二十六ウ）あらば、其事を得んや。答曰、可也。然といへ共泰平を存ると云に、其品多し。此世をもし人に奪れん事を惜時は、人をのみ疑て而も人をせむ。故に人の善悪を勘ずして、疑者をばとをさげ、心に疑なきのものを、是を近す。故に世の人、君の心にうたかはれざらん事をはかり、偏に其君を驕らしめて、其機嫌をつくるふ。所以に世に自驕長じて、万事みだれがはし。古利欲の為に泰平をおもふ世の政、皆以かくのごとし。或又君自然と天下を憐、いかにとしてか諸人を安か（二十七才）しめんと思召時は、其君の心に善悪多故也。故善人を見ては君悦給ふが故に、下又上の機嫌に順、人々己が善を求、或己によされる善人を見ては、其君にちかつけん事をほつす。故に世上自善事を成し、善人自君の左右にむらがる。此時に其群有所の善人をもつて、尋求善人ならば、何の時代と云とも、聖賢に似たる人なしと云事有べからず。されば古人も云る事有。世に伯樂有て、名馬あらはる。名馬は常にあれ共、伯樂は常にあらずと云り。故人を挙る道（二十七ウ）は、先其君の志に在。更に外より求る事なかれ。問曰、君天下を憐、善人を愛して、善人を得る時、奉行の職を授には、如何其君是をなし給ひけるぞや。答曰、古の聖代を鑑に、其人を得たる時は、先官禄をさつく。故いかなとなれば、官なき時は其人威厳なし。威厳なき時は、法制用ずして、礼行るべからず。故に先官を授べし。次に其人禄少き時は、其奉行に付従家人にあたる禄少し。その禄少なければ其身貧、其身

貧時は、人なへて賢人にあらず。動は利を（二十八才）貪安し。故に其奉行職の権威をかりて、農人商人巧人を貪、非道の難を云感しては、賄をとらん事をほつす。己賄をとらんと欲時は、先己より上なる者にとらしめん事を計、既其者是をとる時は、又其上に是をとらせんとほつす。かくのごとくに成行時は、上下利欲にくらまされ、一事の訟を聞よりして、先賄の事を心とせり。故に其事を急に沙汰せずして、徒に時日を延る。所以に諸人、其志をたよりとして、偏に賄をつくし弥己が非義を厚して、他人の道理を掠んと（二十八ウ）ほつす。故に政道終にみだれ、世上の訴しばく多しく、天下の乱危に近し。所以に先其禄を与、其人に付従、事を勤る役人にも、分々に其禄を厚すへし。其禄を厚なしぬる時は、又其者の法を定むへし。禄をあつくして法を定ざる時は、彼等驕を長じて、却て又貧し。乏き時は必又貪。故に其禄其役に応して、家室衣服の品を定。分を超える者をば、必誅す。其外世上の賄をとりたるをば、其都の中に於いて、あらしき罰を宛行べし。故に（二十九才）古聖代の奉行人は、我家人よりも、先わが身をふかく禁、世上の者よりも、先吾家人を罰す。所以に其家よく治て公事に私なし。公事に私なき時は、能其法たつ。其法立時は、世の政正し。政正時は、天下平也。あかなしひかな末世に至らば、かやうの心得知人まねにして、利欲に才覚して、ものずき巧なる人をよきものと心得、其奉行職を授、其官卑して其禄少けれ共、其役に備る事をもつて、其者に恩と成すべし。然ば公事に私多して、其政必正（二十九ウ）かるべからず。されば鎌倉の相模守高時の世には、奉行職につかふる所の雑色足軽どもに、漸米式拾石を

宛行。然るに彼等、其米をもつて親を養妻子を育。加之衣服をととのへ、朝夕の食にも味を求と欲。然ば米貳拾石をもつて、如何ぞ是を、不足ながらもつくなく事を得べけんや。加之彼等が有様、其家室をみれば士の家居にはまさり、其衣服を見れば武の衣服に等しく、妻子兄弟に至る迄美々好色をかざる時は、上より給処の式(三十才)拾石は、十分の一ツにも足るべからず。然らば残る九分をば何れの所より是を求めんや。是皆、法をかすめ、むさぼりとらずんば、外又別には剛盗をなすより他なかるべし。是併、皆彼雑色のなす所にあらず。時の上より是をなさしむるに等し。然ども古鎌倉の泰時政を執行給ひける時は、大道を心根なし給ひける故、万事制法を出さずといへども、世上自然と静にして、世の訟も少かりき。故に人々大道を求めおはしませ。大道と云事有て、天(三十ウ)下国家長久なる事有。されば此大道いづれの処にかあらん。文字書巻によつてのみ得者ならば、いづれの時と云とも是を知もの多かるべし。勝に爰にも物よみ、かしこにも広学也と云人多けれ共、人倫の道に暗事は、無学の凡人に同じ。又言句に在と云ば、聞ほどの人孰か是をしらざるべき。誦ども知らず、語れども知らず。然ばは何の処にあらんや。されば古の聖人宣けるは、唯人々の心中に、元來備り有ものなれ共、是を尋る志なきが故に、知事あたはずと云り。(三十一才)実其教明なるかな。人々の志なくしては何事か成事あらんや。所以に末世の人々、志を厚して、是を求めおしませ。

鱸

或時平忠盛、備前国よりのぼられける時に、帝よりの宣旨に、明石浦はいかにと仰られければ、忠盛の答に、有明の月もあかしの

浦風に、波ばかりこそよると見えしか、と申上られし事

評曰、それ人の臣下として、其者に物申時は、忠にあらざれば云ず。つかへて事をなす時(三十一ウ)は、義に当らざればなさざるをもつて道とす。然に今忠盛の返答、忠臣の本意にあらず。如何となれば、昔唐の太宗皇帝、有時一ツの風月の詩をつくり給ひ、虞世南と云臣に是をみせさせ給ひければ、虞世南諫て申上けるは、それ天下の事は、上の好処をば、必下是を好。上にかゝる事を好思召時は、下普是をこのんで学道の本意をうしなふへし。されば今此詩、その文理たくましくしてうるはしといへども、是輕薄の俗にして、全天下の益に非ず。(三十二才)然ば民を治る道なし。此詩を給て、和を奉らざる事は、誠にばうぢやく不礼に似、其恐有といへども、君の為、世の為に非ずは、臣敢てうけたまはらじ。今より後、此おほせあらば、縦死罪に行ると云とも、臣重て其命を承じと申て、帝の詩歌をさへとどめ奉る様有。是末代にも少き忠臣となしたる例也。然ば忠盛忠臣たる道をしらざるに相似たり。されどもかやうの諫は、其君の徳の浅深によるへし。天下をのミ我天下と愛して、天下の民を吾身のごとくに(三十二ウ)愛せざる君に、かゝる諫をいる時は、丁向益有べからず。所以に此評、偏に心得べからず。其上うたの道は、是本朝禁裡のならひなれば、偏に是を捨べきにあらず。帝よりの宣旨にも、あかしの浦の風流ならん事を御たづね有上は、時にとつてはいとゆうなる御うけたるべし。たゞ此段には、忠臣良臣の大綱をしらしめんが為也。孝経、大夫の孝の篇に曰、先王の法眼にあらざれば、敢てふくせず。先王の法言にあらざれば、あへてもらさずと云り。(三十三才)

平清盛、熊野詣せられる時、伊勢のあゝ津と云所より、舟にの
られるに、船中へ大なる鱸とび入れれば、先達申けるは、昔周の
武王の舟に、白魚飛入たるに、吉事と成たる様あり。如何様にも是
は、権現の利生とおぼへ候、まいるべきと申ければ、清盛悦て食
し給ふ事

評日、むかし周の武王、孟津と云所に至り給時、船中へ白き魚飛
入ける事有。武王是を取てまつり給事、是深き慮有。其時武王
のたまひ
宣けるには、先魚はこれ兵の形也。その上白色は、殷を亡すと
云義也。又魚のをのれと飛入（三十三ウ）たるは、殷の兵ども、
吾に帰伏する義也。又魚の手足なきは、紂主の手足なき義なりと
て、自大きに悦給ひ、是をまつり給ふと云り。是武王の心得、
必天下を利して、一度世の窮民をすくふべきが為に、時の幸によ
つて権謀を用給へり。其上周公召公などいへる聖臣賢臣、左右に
あつて、国家を治給へり。故に此君をば、異国本朝にても類まれ
なる聖君となせり。然に今此清盛、不徳第一の悪将なるをもつて、
武王の幸に喩ぬる事、是先達の諂、輕薄の詞成べし。されば
小人の幸とする事（三十四才）をば、必聖人の忌所也。故に聖人
の幸は、又是小人の悪所也。然は此事清盛の身においては、却
て其身の禍と云べき事也。然どもかゝる時には、一向不吉の災
とも申がたし。武王の幸とこそたとへさらめ、少是祝へき事
也。され共小人は、かゝる事あれば、其幸と云にまどはされ、必
驕を生ずるものなれば、只事を謹しむるごとくに、申きかすべ
き事也。其上熊野詣は精進けつさいの道なるを、後盛魚肉をぶく
する事、神を敬ざる不礼有。是清盛いまだ見えざる利にかゝはり、
信ずる処の神穢事、如何（三十四ウ）ぞ権現の内証に叶べけん

や。礼記曰、人礼有時は安く、無礼なる時は危と云り。清盛此魚
をふくせられたる事、努々武王の権謀の心得にもあらず。故に良
將は、いかなる事なりとも、時にとつて皆吾福となせり。是即愚
人をつかふ謀の道也。察せずんば有べからず。

○時の幸を取て権謀を用る心得之
鬼一カ伝曰、凡兵を用るの法、武士千騎有といへ共、万事の道理
に達する者まれ也。千人に一人有を英と云也。けれより下の智有
者、五人三人、其下の智有者は中分にして百人ほど（三十五才）
有べし。残て七八百騎は、才智必少きもの也。故に大将たる人、
時の幸を設て、纔の策なりとも、是を用て、七八百騎の
下愚の者を使時は、彼百人の才人は、是主の謀なりとするとい
へども、天下の愚人は、必其策に乗じて、勇戦もの也。故に
敵に対して戦時は、百人の才人よりも、八百の愚人、すゝみたゝ
かふ時は、必用て利有、其上八百人勇時は百人の才人は、味方の
勢強きをみて、ともに勇戦もの也。これ時の権法をもつて、人を
用るの大秘術也と云り。故に良將は求る事あれば、是を利とな
し（三十五ウ）失事あれども又是を利とす、是皆能謀を用
が故也。謀を用んとほつせば、諸兵の耳と目を愚になすべし。兵、
かしこやけたる時へ、大将の策を了知て、自由につかはれざる
もの也。故に孫子は、兵をば木石の心なきがごとくにつかへと云
り。木石を千丈の峯よりおとす時に、とゝまるべき処にてはとゝ
まり、はしるべき所にては走、飛べき所にてはとぶ。かくのごと
くに吾兵、大将の下知に随、進退をなす時は、向敵やぶらずと
云事なし。故に此段にふかき心得有。（三十六才）

禿童

清盛仁安三年、十一月十一日に、とし五十一にて病にかされ、存命の爲にとて、出家入道せられける事

評曰、それ人の命は、元来老少不定のもの也。故に草葉の露の消安きにたとへ、朝兒の花のあたるにたとへ、風の前の灯より消やすきに喩。其上定業の来る時は、神仏と云ども、遁給ふ事あたはず。故に仏も三つのあたはざる事を説給へり。一には一切の衆生を救尽事あたはず。二には縁なき衆生を救事あたはず。三には定業を免るゝ事あたはずと説(三十六ウ)給へり。然に清盛、今既官札に連、剃天下の武將たる身として、存命の爲にとて出家せらるゝ事、愚と云にあまり有。出家して命なかり物ならば、仏はなど千万歳をもたも給はざるや。又は代々の祖師、或は当時の沙門の一生を見にも、命の道は何も老少不定とみえたり。誠にかほどに寿おしくは、第一に我心を平にして、七情をしづかにし、其氣を養給ひ、草二には食事をつゝしみ給はゝ、いかなる不死の薬より、其益有べし。素問曰、恬憺虚無真氣是に從ひ精神門に守らば、病安縦来らんと云り。譬又病に(三十七オ)をかされ、死の近き事を観じて、後生菩提の爲に出家すと云とも、天下の武將たる身としては、然べからざる事也。仏法いかんぞ形にあらんや。後生いかんぞ出家するにやらんや。其上如来、実の出家と云は、全髪を剃、衣を墨に染るのみにあらず、経曰、三界を出離するを出家と名付と云り。三界と云は、心中の三毒妄念を云也。貪欲を欲界とし、瞋恚を色界とし、愚癡を無色界とす。是即三界也。仏法には、妄念によつて、地獄におつると説給へり。又医道には、七情によつて病を生ず(三十七ウ)と云り。怒時は肝を傷、思時は脾を傷、恐時は腎を傷、悦時は肺をやぶる。

其七情しづかならず、其思ふ事過る時ば、必重病を生じて、其身を苦。一心みだるゝ時は、仏法も儒道も、人間畜生も、其身を害する事、たゞは一也。故に仏法は吾心のうちに向て、彼三毒を転じて、三聚淨戒となすとて、三の宝、三の智慧と成すべし。故に是を三身の如来共申也。此理を了しめんが爲に、仙仮の方便ももうけ、先有相の形を改、髪を剃衣を染世欲名利を離たる姿となせり。然るに(三十八オ)清盛、其形を角改め給ふといへども、その心を改め給はざる時は、如何ぞ其験有べけんや。然ども愚癡無智の輩は、せめて其姿なりとも改なば、少の結縁は有べし。一向に是を捨よと云にはあらず。只其信実をさとれとの事也。其上武道といへばとて、末世の有様を見る時は、大将として出家入道する道なきにはあらず。是又深き慮有べし。されば古の良將、権謀の一術には、皆々出家入道して、阿闍梨僧正などいはれし人有。是いづれも仏法をもつて、其(三十八ウ)身の威光神通の謀の便となしたりと見えたり。されども、上古の大将の、神道仏道をもつて、天下に威をふるひたるには、中古の人々は杳に劣成べし。故に武將として、我がしらを刺事愚なる心得にてなす事なかれ。吾一人のかしらを剃ても、天下の人の、怨敵の心をそりおとす心得有べし。故に仏説曰、万法唯心とも説、又三界唯一心、心外無別法とも説給へり。故に清盛入道本意あらざる事を了給へ。所以に兵法甚深の伝受あるべし。得道の人に從て道を求、二世の所願(三十九オ)を成就すべし。嗚呼悲哉、本朝の人間年々に道にくらし。末代に至らば、弥大道廢べし。若末代吾朝のあるしたる人、衆生を憐おぼしめさば、勤て大道を悟給へ。

平大納言時忠卿申されけるは、今此世に平家の一門たらざるものは、人に似たれども人にあらずとのたまふ事

評曰、古人曰、不義にして富、又貴は浮る雲のごとしと云り。かやうの事云人こそ、人に似て人にあらずる人なれ。されば古官職を定める事、撰政左右の大臣をば、三公の官、則(三十九ウ)闕の官と云て、天子の師とも成へき人を撰て、其官を授。故に此三公をば、諸官の棟梁となせり。大納言の官も此官に次り。大臣候せざる間は、奉行する事大臣と同じ。然に此時忠ごときの人を、此官職にそなへぬる事、王道の政廢たる驗成べし。かゝる時に此官禄を受たればとて、いかんぞ人倫の本懐とは存べきや。是皆此人一人の僻事をもつて、時の撰禄其外百官の人々迄の事、其恥顯るべし。故に人としては、必其口を守て、みだりに言語する事なかれ。増て(四十才)言語は汗のごとし。出て二度帰らぬ物とは、世々の人の知事なれども、只其心治らざれば、計ざる狂言を云もの也。詞は声のみ有て、形なしといへども、世人の耳にうつり止て、世々万代の恥を受べし。故に人の悪言は毒の矢のごとし。口より射出す時は、其向人の心にあたる。此故に其人又、其矢を射かへせば、我心にあたつて怒を生じ、互に心と心と戦みだれて、後に其形を傷。愚成人は、此故をしらず。人きりむすぶをもつて大事とおもへり。きりむすばざる以前に、早互(四十ウ)にたゞなかをさしとをし、さしとをされたる大きず有。故に心中をよく守て人の人たる道を基とし給へ。古人曰、眼に非礼の有をみず、耳に非礼の詞を聞ず。口に非礼の言を云ずと云り。

入道相国の髻に、十四五の童を三百人すぐつて、髪をかぶるに切

まはし、赤き直垂をきせて、洛中をめぐらしめ、平家を謗者あれば、其中にて一人きつくと、三百人に触まはし、彼誹者の家に入て、家財雑具を奪取、其妻子郎等をからめとり、(四十一才)六はらへ召つれ、からきめにあはせける事

評曰、かゝる事は評すべき事なしといへ共、末世の為に評を加。是入道の身に僻事多きが故に、定て世上に嘲弄誹者有べきと思ふ疑起れり。惣じて疑の心と云ものは、己が身に悪き事有て、世上に是をかくしをくとおもふが故に、若早知人有かと思ひて、計ざる疑を生じて、科なき者をも害する事有べし。古、人曰、疑心欲心は、大乱の基と云り。我身に悪き事なき時は、縦人是を誹事有(四十一ウ)とも、更に憚事有べからず。下を疑こゝろの起る事は、皆上の僻めるが故也。小人の疑は、疑の心を取立て、其心をもつて事を起す。君子の疑は、疑の心をおこして、吾身の事をとゞむる。小人は身の為に疑、君子は人の為に疑。されば此疑の一つによつて、人間の交にそくばくのあやまち多き物也。ひととして能々此道を極べし。惣じて天下国家に横目の者と云を用る事、是疑の心より發る事也。古徳有世の横目を用たる事は、耳目の士と(四十二才)名付て、方々に分散せしめ、世の政を聞しめ、世上に謗事あれば是を改て、天下の僻事を糺す。民の苦事あれば、はやく是を安からしむ。只偏に国王の御身の僻事のみ聞出さしめて、身の非を糺しめんと欲し給へり。次には諸国の奉行人の邪正を糺さんが為也。民を苦め奉行人賄にふけらば、早く其罪を改め、偏に天下の人民を憐思召心より、此事を用給へり。故に世上も豊にして、上下天下の長久を願。然に清盛横目を用たる事は、第一には(四十二ウ)身の僻事有を世に云す

まじきが為也。諭詞に云ずといふとも、争諸人心に是を知らざるべけんや。天下の人の口を、清盛とぞめんとおもふ事は、大海を手にてせかんと欲するがごとし。第二には、下の曲を聞出して、下を害せんとおもへり。下のまがりやを聞と云に、善悪の品有。奉行代官等の私曲を聞出して是を糺し、下を憐安ずる時は、善なれども、清盛の心は、下の利有事を聞出しては、吾利を得んが為に聞しむ。吾利、下にかすむるものあれば、(四十三才)大きに罪を行と云ども、吾下の利を掠事あれども更に是を糺す。故に横目の者を用るほど、却て天下の禍となれり。上古の横目の心は、明暮世の為を聞出見出さんと欲す。清盛の横目の心は、清盛一人の利欲なるへき事と、又一人の快からしめん事を聞出し見出さんと欲す。故に下又是をかくさんとす。上に利を盗心有が故に、又下も是をかくさんとす。所以に人の心、偽曲て世上に盗人多し。是皆、上の心をもつて下の心とするし成べし。(四十三ウ) 故に上古の聖人は、天下の目をもつて我目となし、天下の耳をもつて我耳となし、鎮に我身を糺さんとほつす。愚将は我身を糺さずして、下を糺さんとす。他人の非をのみ糺して、自心の非を糺ざる時は、吾非弥あやまちと成べし。惠能大師曰、四人の非は他人のあやまち、自身の非、却て過となると云り。所以に君子、他人の非を見ては我非を改給ふと見えたり。聖徳太子憲法之第十曰、怒を断、怒をすて、人の違を怒ざれ。人みな(四十四才)心有。心各とる事有。人道理有時はわが僻事成べし。我に道理有時は人に僻事有べし。我必聖人にあらず、人なへて愚人にあらず。共に皆是凡夫たるべし。是非の理はたれかよく是を分ち定んと云り。故に末代に至て、天下国家を持給はん人、

此一事に心をめぐらし給へ。若世に事を巧者有時には、必此横目と云に先大事有物也。良将は様々の策をめぐらし、彼横目には是を聞きしめて、其横目の耳と目をくらます時は、その(四十四ウ)君の耳目を聞事安し。故に忠臣賢臣の間を妨、又科なき人を害せしめて、禍の便となすもの也。故に軍法に、間士謀士と云事有。是必此所より其便を用る事安きもの也。所以に孫子も、天下の事間より大事なる事なしと云り。されば左伝曰、政不実なる時は民あなざる。民慢る時は、是みだりにけはしき法をもつてす。其法けはしき時は、民必害せらるゝと云り。故謹而是を了給へ。

伝曰、鬼一カ軍略之篇曰、敵の調子を聞て、軍の(四十五才)善悪を知秘伝には、管にあらず、鼓にあらず、又音声にあらず。音なく色なく心をしれと云り。誠にふかき慮有。

吾身栄花

入道相国わが身の栄花を極るのみならず、一門共に繁昌して、高官大禄を受たる事

評曰、人王三十四代、推古天皇の御宇、聖徳太子撰政を司りまし、推古十二年正月に、始て冠位十二階を定給へり。それより古も、成務仲哀の御宇に、武内と云人をもつて、大臣の官にそなへ、又は仲哀の御宇、天智(四十五ウ)天皇の御子、大伴の武持をもつて、大連の官に任せられたり。或は又文武天皇の御宇に、淡海公をもつて大政大臣とし給てより以来、いづれも其身の智徳を撰、天下の為をもつて其官位を任ぜり。其上此人々は、姓徳尋常にあらず。尤清盛も、白河院の御子也とはいへども、是正しき証明あらず。縦然りと云とも、既忠盛が嫡男と成給ふ上は、

是全摂政の家姓に非ず。されば忠盛さへ、一度は殿上のまじはりを疎れたる身也、然に清盛大政大臣となり（四十六ウ）ぬる事は帝王の御不徳故成べし。たとひ帝不徳にまし／＼て、時の媚によつて此官を御許れ有と云とも、清盛徳有時は、又大官にのぼるべき道にあらず。されば天下に官位を定る心、いかなる故ぞと云事をしられれば、人々一世の名聞利欲の誉とのみおもへり。故に世に高官高位の人出来ぬれども、其人一世の快樂のみにして、終に天下の為とはならず。是代々あきらかに人の知処にあらずや。古高官高位にそなはる人は、只其人の智徳、王（四十六ウ）佐の才と云事有て、其時の天子を祐奉る智徳有て、帝を諫天道をつたへ、一天四海、其功徳によつて、江河の鱗に至る迄、咸安き事を得たり。故にかゝる御代には、智徳有て高官にのぼる人あれば、上下是を悦、其人死する時は、上下是をかなしむ。然るに末世に至ては、高官の人出来ぬれ共、下悦事なく、高位の人死去すれども、諸民かなしむ事なく、未其高官高位の人存有うちに、哀此人はやくかはれかしとは思ふといへども、敢て是を悦事なし。是みな（四十七ウ）彼官位をたてたる其心をしらず。一世の名利になすが故也。加之せめて官職の道すたれさる時は、又起るべき樂も有ぬべけれども、末世の有様を見るに、上古聖人の法をば蔑になして、過去所の悪主の時の例をとつて、是古の例なりとのみなし来り、一切を恣にせり。故に其名は有といへども、其道大きに絶果、礼義官道大きにみだれたり。然に清盛かゝる思慮なくして、比官にのぼり、一門の人々に至る迄、六十余人天下に肩を（四十七ウ）ならぶる者なく、高官高位大禄の身と成ぬる事、是上を掠、礼義をみだる驗ならずや。故に此時より

王威衰来、天下の大乱生て、終其時の君臣迄亡、代々天下の重宝、三種神器に至るまで、世に例なき乱逆有事、是末代の禁にあらずや。加のいかなる人の娘成とも、又は女御后となり給ふべきひとをば、己が権威にまかせ、おさへて其身の家族となす事、此段挙て評するに足す。然ども末世の有様を鑑時は、日本は武家世を持べき事、其驗明也。故に世の政衰（四十八ウ）上下道に迷てくるしむ時は、縦不礼の官位なりとも、先其威権を奪んが為に必高官高位にのぼる事も有べし。是形は礼に違と云とも、心は古の官礼に等かるべし。中古の武将、天下を持けれども、位四品の間を超ざる事有。是は天下を持得て後には、此心得しかなるべし。故に悪敵をほろぼして、天下の乱をしづめん為には、権謀の心得を兼て、何なる事をもなしつべし。然ども人、多は権謀の為と云て身の利欲をばなし安く、仁義の為とて始（四十八ウ）より私欲を遠ざけぬる事かたし。故に能々謹で大道を了給へ。多田家伝之記曰、天下国家を治るには、人の心を和し、交を近くするには、其人の気精を了て謀を用べし。人の心なへて色欲ふけり安し。是十人に八人は是をもつて謀の便す。故に実子の娘をもつて是を嫁し、実子なき時は養子をもつて疑敷者の心を取傾べし。其外家子郎等には、給仕の女をもつて是に妻合すべし。其外四方に網をかけて、是をとれと云り。（四十九ウ）私曰、此謀聖智にあらずんば、恐らくは害有べし。若聖智有時は、又是にかゝはりがたし。是権謀の術といへども、下策たるべし。然ども人の気情により、時の利による時は、いづれももつて利有べし。故に時をしらずんば益有べからず。されば此時を如何

して知べけんや。此段多田之伝より私に至迄口伝有べし。

妓王

大政の入道、かやうに天下を掌のうちに握り給ひし上は、世の誹をも憚らず、人の嘲弄をも省ず、不思議の事をのみし給へり。譬其比(四十九ウ)京中に聞えたる白拍子の上手に、妓王妓女とて兄弟有。とちと云しらびやうしが娘也。然に入道、姉の妓王を寵愛し給ふによつて、妹の妓女をも、世の人もてなす事斜ならず。母のどちにも、能家造てとらせ、毎月百石百貫づゝ送られける事評曰、国を破身を亡す事は、外の物にあらず只其君の心中の嗜慾を盗になすに依て也。然に清盛天下の武将として、大政大臣従一位までに至る身の、かゝる邪道の族を寵愛せらるゝ事、是終に吾心故に、其国其身を亡すの基也。されば古の聖君は古きをもつて鑑と(五十才)して其身を禁給ふと見えたり。唐の太宗皇帝の時魏徴と云る臣有。太宗驕れる色有事を見て、是を諫て申けるは、隋国煬帝と云し人は、舟を愛し給ひしかば、天下の人舟を作て国家の費を長じ又ある皇帝は、身を愛し給ひしかば、都の上下袖を翻せり。楚国のあるじ、腰の細き女を愛し給ひしかば、宮中の女食事をひかへて、腰をしめ、生れつきたる姿を苦めて、皆死したる様有。上の好所は、下必是を好。故に君としては、邪行を愛し給ふ事なかれと云り。然に今此(五十ウ)入道一人の嗜欲故に、一人の女を愛し給事纒なりといへども、九重の上下此道を玩事、喻清盛の身の肉を割て食し、其味にちやくするに似たり。一旦飢はつくなふに似たりといふとも、終には其身を亡す事有べし。所以に後世の人主、其家其国の長久ならん事を願給はゞ、忠臣の諫を悦、身の僻事をとゞめ給へ。然ども此道一

向すてよと云にはあらず。天下国家を治べき人は、其心天下に等かるべし。然ば何を取何をすてんや。只我好ざる時は、かくのごとくのもの自世の害をなさず。其上かゝる(五十一才)者と云とも、是又権謀の一術には、時によつて必用する事も有べし。深鑑給ひて、世の為に愛し、世の為に是をすて給へ。

又白拍子の上手に、仏御前と申て、生年十六歳に成けるが、京中の上下是をもてはやす事斜ず。故に仏申けるやうは、我天下に玩るゝといへども、当時目出度榮させ給ふ、平家の大政入道殿へまいらぬこそ本意なけれ、遊ものゝ習、何か苦かるべき、にし八条殿へ推参せんとて参りたる事

評曰、かゝるものは邪道を事とする者なれば(五十一ウ)其善悪は評するに足らず。然ども此仏と申白拍子は、人の志をも感じ、身の恥をも省て、終には遁世をもなし、出離の道に入たる者也。故に一つの評を記す。人として生れながらに道を知ものなし。習修して後に智徳を得るもの也。喻此君凡夫なりと云とも、白拍子の上手たり。故に天下に隠なき事を得たり。己が舞の徳によつて西八条へ召るゝ時は、是其舞の上手なるしるしたるべし。召もなきに推参したる事は、是舞の上手にはあらで推参の上手たる(五十二才)べし。されば陰徳陽報といひて何の芸能にも、其身に其道の徳を積る時は、譬かくれ有とも、世に顕るゝもの也。然にはほとけ、流石に邪道の為也。召なきに推参する事、是大きな過と云べし。所以に入道既かへさんとはし給へり。若入道対面なき時は、仏が舞、上手たりとも、一往は世にすてらるべし。妓王、入道の前を申なをさずんば、後代まで其恥有べし。此事誠の者の故ならずと云ども、人々諸芸才能を嗜程の者は、身の徳を積て天命

の応ずる（五十二ウ）時を待べし。古聖曰、君子は中庸により、世を遁てしられざれば共、しかも悔事なしと云り。

仏、西八条へ参ける処に、入道大きに怒て、何条さやうの遊者は、人の召によつてこそ参ものなるを、さもなくして、推参するやうやある、其上神ともいへ仏ともいへ、妓王が有所へは叶まじきぞ、とう／＼まかり出よと宣ける処に、妓王、入道に申けるは、遊者の習に候へば、あはれ一往の御対面あれかしと、様々に申直しければ、入道、仏にたいめん有て、仏が舞にまどはされ、却て妓王を追出され、其後（五十三才）妓王遁世しける事

評曰、妓王が遁世は述懐より発故に、仏が遁世よりは少劣れり。如何となれば、仏が遁世は、われ故妓王、入道殿より追出されて遁世したると云事を聞て、吾身を省てかく成ぬれば、是義によつて思立が故に、其志まさり成べし。然ども事の理非を糺時は、妓王に道理有て、仏に道理なし。されば入道すげなく宣ひて、仏をかへされけるに、妓王様々に申なをし、仏が本意なからん志を憐、対面をなさしめたる事、（五十三ウ）かゝる道の者には例鮮き心成べし。末世芸能をなしぬるものゝ身の上をもつて見時は、誠に賢なる心ならずや。是誠に仁心有しるし成べし。かゝる事にて人の心ばへはみゆるもの也。このゆへにや終には出離の道人と成て、後代に其名を高くせり。実や思ひうちにあれば其色外に顯るとも云べし。然に入道、仏御前に思ひかへ、妓王を追出し給事、更に評するに足ず。ぎわうおひいだされける時、別をかなしみ嘆ける事、流石女の身なれば実理とも（五十四才）云べし。噲心には思ひ設たる道なりとも、つよからぬは女の心ばへなるべし。されば退て省に、妓王仏を入道に対面なさしむる事、妓王が

心をみる時は善なれ共、よしなき者を入道にすゝむる事は悪成べし。是更に世の為にあらず。所以に一旦は妓王が身にも悪きに似たる憂目に逢といへども、終には菩提を願身と成事、其心の善なる功德に至りぬ。人々心を付てさとりおはしませ。

妓王追出されて後又仏をなぐさめに、西（五十四ウ）八条へ参べきよし申つかはされける時、妓王一往は返事をも仕らざる事、是妓王が憤有に似たり。然ども此憤は、尋常の憤とは各別なる道有。重て使しげく立ける時に、参まじき由申ければ、母の教訓によつて参たる事、是孝行の道にもかなひぬべし。小智の人は、此時又妓王まいりたる事、義のなきと存事有べし。尤男子の身としては、此時に又西八条へ参る事、不義の道とも云べし。されども又男子成とも、孝の道に叶時は、己が名利をすてゝも参べき道也。況是は（五十五才）女の事、其上ながれの遊者なれば、老母と妹の難を救便となる時は、憤をやめて参たる事、さのみ禁べき道にあらず。以前の使に妓王返事をせざる事、是一向義なきにもあらず。然ども妓王西八条を追出される砌、など世を遁る心得なかりけるぞや。一年におよぶまで、洛中に有ける事は妓王が心拙きに似たり。其上西八条へ参、入道のあいさつ難面を見て、自害をせんと申つる事、是述懐の怒にくらまされ、不孝の道にあたり。漸此時出家しぬる（五十五ウ）が故に、妓王が道心うすきと申へきか。然共此時までは、妓王に道理なし。

妹、妓女が評曰、姉の妓王身をなけ給はんには、我も共に身をなげんと契しが、増てさまをかへ、世をいとひ給ひなば、誰かは劣べきとて、共に尼に成たる事、是不孝の罪有べし。いかんとなれば

ば、母を捨、姉と共に死せんと存事、是さへ本意に非ず。又此度も、母をすて、尼に成事、是不孝の第一たるべし。(五十六才) 或人難じて曰、妓女が出家したる事、不孝とは云がたし。是却て大孝行たるべし。いかんとなれば、經曰、一子出家すれば九族天に生ずると云り。此心は、一人出家に成たる功德によつて、一類の者みな成仏の縁となり、天上の果報を得ると云り。然ば如何ぞ是不孝と云べきや。答曰、仏の説のごときんば、一子出家して九族天に生ずる事、云におよばず。万民其出家の功德を蒙べし。然ども出家と云に、有相の出家、無相の出(五十六ウ)家とて二ツ有。比心は、有相の出家と云は、頭をのミそり、衣の色をかゆるといへ共、未迷をはなれず、形のみを出家の姿となせり。口にのみ經念仏して、心中には悪心をいだき、一切の仏行をもつて、衆生濟度の為とはなさず。利欲名聞の種とのみならず。是を有相の出家と云也。無相の出家と云は、自性を悟て自の迷を離、人間の間に有て、和光の方便をめぐらし、一切の群生を濟度せんとほつす。是を無相の出家(五十七才)と云也。此無相の出家、一族のうちに来ぬれば、九族天に生ずる事、是仏説のごとく也。今妓女、母の恩を背て、一身の為に出家し、姉の別をしたふ事、いかにぞ孝行と云べけんや。難して曰、仏説のごときは、又不審有。いかんとなれば、惣じて俗人出家する時、受る処の文にも、流転三界中、恩愛不能断、棄恩入無為、真実報恩者と云り。此文の心をみるに、今此三界の中に流転すれば、恩愛を断事あたはず。故に恩をすて、も(五十七ウ)無為の道に入を、真実の恩を報ずる者とすと云り。然ば妓女、仏説に應ぜざらんや。答曰、仏の所説は、真実也といへども、凡夫の見解不実なるが故に、此文の心を

知す。先仏法八万四千の法文有といへども、八万四千の煩惱に對して説給へり。この煩惱は、いつれより生ずれば、只一つの心より生じて、八万四千の罪業を造り。故に三界とは、心中の三毒を云。三毒とは、貪欲瞋患愚癡也。此三つの間にのみ吾心有て、欲にくらみ、怒に苦み、愚癡に惑(五十八才)をもつて三界の流転とは云也。かやうに心の惑時は、いかにぞ外の三界にも流転せざるべけんや。故に文曰、迷故三界城、悟故十方空とて、迷が故に三界有。さとするが故に十方空也。されば末世の人、流転三界の文句、まよひの人より受たる処の恩を背て、仏道に入を真実とおもへり。是大なる誤也。仏説の心はしかはあらず。吾心中の恩愛の妄念にくらまされ、三毒の内に流浪せり。故に三毒の内を離ぬれば、恩愛の妄念、自断じ安し。然ば是無為(五十八ウ)の樂有。道に入べし。是即以前に申無相の出家たるべし。無相の出家となる時は、四恩を報ずる事有べし。されば經にも、おんを捨よと説給ひて、恩を背とは説給はず。故に仏も父母恩重經を説給へり。其文曰、報じても報じがたきは親の恩と説給へり。又阿嚴經曰、上孝行人、其人命終当生極樂とも説給へり。仏説には誤なきといへども、末世の人、迷の智をもつて、仏の金言を誤説故に、無学の者を却て邪道に入らしむ。仏法に(五十九才)二法なしといへども、人の迷の輕重あり。故に其病に應じて、是を説。是によつて有と云、參と云、中道と説、或は有相を指ては無相ををしへ小をもつて大を顯す。是皆衆生濟度の方便也。このゆへに衆生を教化せん人、仏心を悟らざれば、知らずして人を邪道におとす事多し。六祖大師曰、他人を教化せん事をほつせば、すべからく方便に有べし。人をして惑の道にいらしむる事な

かれと云り。末世佛法を説事、たゞ經文禪録の心を誤、(五十九ウ)己が無為とおもふを、仏の無為となし、己が有無を仏の有無になし、己が無心を思ふをもつて仏の無心となして、咸仏説を誤、天下の人民を惑す事、是を思へば末法悪世とも云べきか。故に妓女か評不孝とおもふ時は世の害なく、孝行と存る時は其害有べし。実に無為の出家する事世に類少なるべし。実不実をしらずんば、いかんぞ出家すと云とも益有べけんや。故に心をめぐらして、真正の大道をさとり給へ。(六十才)

母のどちが評曰、是自思入たる発心に非ず。子どもの徳によつて仏道に入たり。故に四人のうちにては、どちが志うすし。然ば爰に又妓女が孝たるべき不審有。人々勸給へ。されども実は妓女が不孝に当る事有。以上の四人のもの共、邪道を出て正道に入事、妓王一人の徳によれり。今此四人の者ども天下に横行して、白拍子の道をたてなば、いかばかりの類を設、世に弥邪道盛なるべし。妓王が根情一人の善心によつてはからぬ幸を得たり。(六十ウ)是併、仏の恩徳たのもしきにあらずや。故に人間としては、位と形と貧福は生れつきたりと云とも、心はなど実の道にもうつきばうつらざらんや。故に人は上下によらず、実の道に心にかくべし。つくる事心にあれば、禍必其身に及り。心迷へば凡夫、心悟れば仏、心外無別法、心仏及衆生、是三無差別と説給へり。

妓王、西八条を出ける時、忘がたみにもとやおもひけん、障子に泣々一首の詠を書付けり 歌に、もえ出るもかるゝもおなじ(六十一才)野辺の草いづれか秋にあはで果べき

此歌述懐の心のミふかくして誠の無常をくはんじたる歌にあら

ず。されども末凡夫の時なりければ、理と云べし。哀願は、自心の無常をさとりたる歌ならざる事惜き事也。末世の遊女に向てしめす。たま／＼うけがたき人身を受、女の身と生れ来るさへ、いとなげかしき事おほきに、殊更ながれの女となる事、是生々世々の因果によれり。故に此たび仏道を祈らずんば、万劫千生をふる共、(六十一ウ)うかふ事有べからず。所以に此妓王妓女どち仏をながれの道の賢女と定、此人々の志を感じ、明暮仏道を求、生々世々の迷を離、ながく仏果の道に入べし。かやうの志有ものは、三宝仏陀も憐まし／＼、今生よりして幸を得て、流の道をもまぬかれ出て、二世の所願成就すべし。相かまへて仏道怠事なかれ。

平家物語評判秘伝抄卷第一之上終 (六十二終才)

平家物語評判秘伝抄卷第一之下目錄

二代后

額打論

清水寺炎上

殿下乗合

鹿谷

鶴川合戦

願立

御輿振

内裏炎上

(才)

平家物語評判秘伝抄巻第一之下

(白)

(ウ)

二代の后

二条院、先帝近衛院の后を、二代の后となし給事

評曰、是邪姪非礼の至なれば、あげて諫するにたらず。中にも公卿僉議有て、人皇の始より以来、二代の后に立給、例なき由を諫られける処に、主上の宣下に、天子に父母なし、我十善の戒功によつて、今万乗の位にのぼり、天下のあるじとなれり。是ほどの事、などか叡慮に任ざるべきとて、諸卿の諫をも、もちい給はざる事、は大なる僻事なり。いかんとなれば、(一才)先異国大聖人のをしへをみるに、孝経曰、天子と云とも必たつとひ給ふ事有、父あるを云也、必さきんじうやまふこと有、兄あるを云也と云り。然ば天子と云とも、父母をふぼとする道、なしとは云べからず。凡天地の間に生るゝもの、いづれか父母なかるべしや。万物の元来を尋る時は、天地をもつて父母とすべし。されば易にも、天地有て夫婦あり、ふうふ有て父母有と云り。故に今この身の父母は当来の二親をもつてふぼとすべし。この身体髮膚、天子云共、いづれの処より生れ給ふべけんや。このかたち(二ウ)即是、父母のわけのこしたるかたちなるべし。故に孝経には、身体髮膚是を父母にうけて、敢そこなひやぶらざるは孝の始也と云り。今天子に父母なしと宣ば、日本の神社は、皆是古の帝王の廟所也。然に父母なしと云時は、など古よりかくは、崇をき給ひけるぞや。然に今さら、この神社もなしと宣ふ時は、三種の神器もやぶりうしなふべけんや。三種の神器をいたづらなりとする時は、王法なにもつて立べけんや。今王位をたつる時は、三種のじん

ぎをもちゆべし。三種の神器をもちゆる時は、(二才)日本の神社すてがたし。日本の神社をすてざる時は、天子の父母たゞずんばあらず。是一向道理なき宣旨あらずや。是併君の御心色に染給ふが故也。このゆへに代々の聖人、この道をふかく禁給へり。智覚禪師の垂戒曰、若端正の男女をみて、しかばねのごとくに思ふ時は、淫を行とも是をゆるすべし。若しからずして淫を行時は、一切の清浄のたねをたつべしと云り。此文偏に相似たりといへども、かくのごとくに守らずは、邪淫必制しがたし。今二条院をもつて、末代の人主、此道を守り、世々の嘲弄を慎おはしませ。(二ウ)

御后、終には宣旨にまかせ、二代の后となり給事

評曰、貞女の道にあらず。然ども御歌に

うきふしのしづみもやらで河竹のよにためしなき名をやながさん、とあそばされければ、少は後の代の嘲弄を、思召さるゝに似たりといへ共、是只道の心、おはしまさざるがゆへなるべし。このゆへに心よはくして、御后には又ぞやたち給ひ、世々の恥をば受給ふもの也。さうじて女の心は、つよからぬ物なる事は、尋常の事をのみ云べし。かゝる道には、つよくても強かるべき事也。たとへばむかし、宋の恭公と云し人の婦人に、(三才)伯姫と云る人あり。夫の恭公死し給ひて、独おはしましける時、彼伯姫のおはします御殿に、火事出来たり。仕奉りける女ども、あはてふためき、伯姫の御前に出て申けるは、御殿に火の付てさふらへば、疾々御出あれと申。伯姫聞召、少もさはがせ給はずして、われいとけなき時よりまなびぬる事は、女たるべきものは、我にそひしたがふ保傳とて、二人のかしづき者あり。このもの今一人もきた

らず。然るに夜、争かみだりに家をいでんやと宣ひける処に、保
 傅一人来て、いそぎ御出あれとすゝめ（三ウ）けれども、女の礼
 義に、二人来らざれば出ずとこそきゝしに、今更命をうしなへば
 とて、争礼義をやぶるへきとて、終に出給はずして、焼死し給ふ
 といへり。かゝる時は、さのみつよからずとも有度事なるをさへ、
 かやうに礼義を守給ふ人有。ましていはんやこの時は、つよかる
 べき時なるに、二代の後にまいり給事、あげて評するにたらず。
 たとひ父の公能、いかほど諫給ふといふとも、この時には、親の
 命成とも、など一度はそむかざるべけんや。されば親の命なりと
 も、義にあたらざれば、あられひ（四オ）背道、ためしなきにし
 もあらず。昔唐に秀徒と云る者有。又ちうの国に、英徒と云人
 の娘をこひとりて、妻にせんとけいやくなしけるに、彼男、おも
 き病にかされて、むなく成侍りければ、波親、又余の夫にち
 ぎらせなん事をほつす。女おもひけるは、我一度秀徒に心をかけ
 られて、その約束をなしながら、又余の男にちぎりなん事義なし。
 あさましとて、みづから鼻をそぎおとし、一代男にまみえずと也。
 かゝるものさへためしありぬ。ましてや是は、一たび一夫のある
 じとちぎり、又后（四ウ）に立給事、いづれに付ても理たつべか
 ます。孝経曰、父の命と云とも、不義にあたる時はあらそふべし
 といへり。故に後の代には、大名高家の妻女たるべき人は、夫に
 わかれて貞女の志おはしまさば、早く其さまをかへさせ給ふべ
 し。この後も、さまをかへさせ給はざるがゆへに、今かゝるうき
 名をながさせ給ふもの也。但貞女の志なからん人、又は庶人など
 の妻女、夫にわかれたりとも、いまだそのとし若年にして、みだ
 りにかみをそる事、よく／＼思慮あるべし。なましゝに髪をばそ

りながら、（五オ）夫のたからをあらそひとり、そのとしの内を
 さへくらしかね、そへがみして、新枕したらんは、中々そらざる
 にはまさりぬべし。この故に上下によらず、女の道を心にかけて、
 貞女の志、有度事なるべし。

御後の父公能、御后に対し宣ひけるは、もし王子など御誕生ましま
 さば、愚老も外祖とあをがるべき、ずいさうにてもや候らん。願
 はこの度、御后に立給へかしと申されける事

評曰、是大なる小人たるべし。たとひ王子御誕生まし／＼て、外
 祖とあをがれ給へハ（五ウ）とて、是何の利とかすべけんや。名
 をむさばる事も、世々に其名高からん事をこそねかふべけれ。却
 て恥ある名を求めればとて、いかんぞ本意とは存ずべきや。誠に
 かゝる人々の時の高官大祿の臣と成給ふ事、是天下破滅のしるし
 なるべし。

額打論

永万年の春のころより、三条院御惱しきりにまし／＼て、同年七
 月廿七日に、上皇かくれさせ給ひける。故に、一の宮二歳にて、御
 位につかせ給ふ事（六オ）

評曰、唐の古は、位をゆづり天下をたもたしめ給事、人の老
 若によらず。又親き、疎なるによらず。仁徳ある人をえらひ、
 その代をゆづれり。然ども日本には、いまだ其ためしなし。代々
 王孫にあらざれば、其位につかせ給はず。若当帝に太子ましまさ
 ねば、撰家より、そのきりやうをえらひ奉て、其位につかせ奉れ
 り。此君は、まさしく先帝の太子にてわたらせ給へば、さのみ非
 礼とは云べからず。されども天下に、王位をつがしめ、王法をた
 つる事は、天下を平におさめ、万民をやすからしめんため也。

(六ウ) 二歳の君、いかにぞ天下の政を執行給ふべきや。故是上皇の御誤となすべし。されども若年にして、位につき給へる、ためしなきにはあらず。清和天皇と申奉るは、九歳にて始て、文徳天皇の御ゆづりをうけさせ給ひけれども、是は外祖忠仁公、天下の政を執行まし、聖賢の法をむねとし給ひけるによつて、天下めでたくさかへり。其後鳥羽院、五歳にて位につかせ給ひ、近衛院三歳にて御位につかせ給ふを、世に宜きとせざる例有。是もその時、忠仁公にひとしき徳人なかりし故に、この時より世の政みだれ(七オ)がはしき事どもおほし。たとひこの君二歳にて御位につかせ給ふといふとも、周の世のごとく、周公旦の成王にかはり、万の政を治給ひける例によつて、天下の賢才をえらひ、左右にそなへしめて、世の政をとりをこなはせ給ふ時は、二歳といふとも世のわづらひ有べからず。故にこの君御位につき給ふより、天下に忠臣賢人なきこそ嘆しき事なれ。故に世を治め給ふ君、いづれも其臣下の徳義あるをえらひ、執権をあたへ給ふ時は、其世も長久にして、天下しづかなるべし。末世に至ては、天下を長久ならしめたく思召(七ウ)君、世々おほしといへども、人をあげ給ふみちをしろしめさざるによつて、終に御志いたづらよ成ぬ。されば唐の太宗皇帝は、天下に触まはし給ひ世の政の善悪に付て、治るべき事をいはせ給ひければ、かくれ有つる賢人悉、諫の表を書て奉りけり。然どもかやうの事も、其君の御志、信実にあらざれば、益なき物也。上に諫をいる者よるこび給ふ時は、人悉出ていさむべし。若信実すくなきときは、けつく時の権威のやからにおほひかすめられ、よしなき嘲弄をうくるものなるによつて、賢才其氣指(八オ)を知て、かくれ

て出ざるもの也。故に仁心を発し、徳人をもとめ給へ。上皇かくれさせ給ひければ、広隆寺の良、蓮台野のおく、舟岡山に納たてまつる。御葬送のために、諸寺の僧徒参公仕りけるに、延暦寺と興福寺の大衆、額をうちけるに、先例をそむいて、山門の大衆、興福寺のがくの上に、延暦寺のがくをうちけるによつて、南都の大衆、各いきとをりける処に、こうぶくじの堂衆に、観音坊、勢至坊とて大の悪僧二人有けるが、くはんをんはうは、くろいとおどしのはらまきに、白柄の長刀を持(八ウ)て出。せいし坊は、萌黄おどしの鎧に、こくしつの大太刀を持口はしり出、延暦寺の額を切おとし、さんぐにうらやぶりける事

評曰、それ仏法は、本師しやかむに如來、ろくやをんと云ところにおいて、はじめて説あらはし給、僑陳きやうによといふ二人をさいどなし給ひしより以來、一切の衆生をすくふべき事をむねとなし給へり。故に八万の細行、三千の威義を説あらはし給へり。このゆへに、かみをそり衣をすみにそめて、出家となづけて、そのいゑそのやくを定置給ふ。是又末法悪世のためを(九オ)思召ゆへ也。然に其家をつたふる沙門として、いかなががかる悪行をことゝせんや。法華経にも沙門は柔和質直成べしとて、其すがたも無事平等のすがたとなすと説給へり。此ゆへに妻女をもたず、私のたからをもたたくはへず、一向無欲の行をのみなせり。然に山門の衆徒、こうぶくじの額より上にうつ事、是仏道にそむけり。然るに又、こうぶくじのしゆと是を憤り、延暦寺のがくをきりやぶりける事、是又一向の凡夫たるべし。延暦寺より例を背て、がくをうつとも、こうぶくじの僧、仏道をしるときは、(九ウ)却てなげきかなしむべき事也。然にこれら此かくをあらそふ事、

はいかなる故なれば、利欲の心ふかく、がまんのはたほこ大きなによつて也。かしこのがく、他の寺より上にうちて、時の亡魂の為ともなる時は、あらずもあるべきか。たとひ亡魂のためとなると云ども、世の禍有べき時は、あらずもなき事にあらず。されば人の死したる時には、いかなるいやしき、賤山がつも、我身の無常をくはんじ、あはれを催すもの也。ましてや是は、一天のある崩御なり給ときなれば、ことさらなげきかなしむべき時なる(十才)に、かゝるあらずもをなし、兵杖をたいしぬる事、あげて評よるにたらず。

観音坊、勢至坊、二人物具をちやくし、延暦寺のがくをきりおとしける事

評曰、是ひとへに、天台の仏法おとろへたるしるしなるべし。法華勸持品に曰、濁劫悪世の中には、おほく諸々の、おそれおそるゝ事有。たとひ悪鬼その身に入て、我を悪口のゝしり、辱をあたへてそしるといふとも、仏をうやまひしんずるがゆへに、忍辱のよろひをちやくして、其悪人の為に、この経をとくか故に、かくのごとくこの悪鬼の(十ウ)難をかんに入すと説給へり。然に今の衆徒忍辱のよろひをばぬぎすて、修羅の鎧を着し、邪見の劔をよこたへ、天子の御とふらひに、かゝる悪行をなす事、いかにぞ。是まことの仏弟子と云んや。さればこの兩人は、世にも大悪僧とは名付られたり。然にかれら、くはんをんせいしの名をつきぬる事、其恐少からず。忝も観世音は、大慈大悲のせいぐはんましくて、難に替、苦みにかへても、衆生をすくはんこそそちかひ給へ。普門品に曰、たとひ害の心をおこし、大なる火のあなの中におしおとさるといふとも、かのくはんをんの力を念じ奉ら

ば、(十一才)其火のうちも忽変じて、すゞしき池となるべしと説給へり。然にこの観音坊、すゞしき池も火のあなとなすものなれば、いかなぞ観世音の、御名をつくべきものとすべけんや。あゝかなしひかな、末世の人、仏の、神通威力有事をさとらずして、仏名仏像は、みな方便のせつなりと思ひ、心中にかるんするがゆへに、悪人の名にも、仏名をもちい、又は末世、もてあそびものに至るまで、仏体をつくりつけなど仕もの、世におほし。是ながらある貴人のすがた、又は其人の名をさへ、たとひうやまふ時はまして仏の姿などは(十一ウ)敬べきりのにあらずや。然に、けがらはしき器などまで、仏のすがたを作り付、絵かきなどする事、是末法のしるし成べし。黄壁禪師曰、観音は大智、せいしは大理なりとも云り。されば末世の人にとふ事有。この二菩薩は、いつれの処にか、まします。ふかくたづねて、直に拝見すべし。然ば限なきたからを得る事有べし。

伝曰、鬼一、或時頼政に逢て、世の衰乱を語けるに、当時の兵乱は、必山門よりおこるべしと云り。よりまさ云、いかなるしるし有や。法眼云、凡世の兵乱は、必あらずひのみちよりおこる。十(二才)其上、一和して、じゆんししたがつ時は、事おこし安し。今山門の気をさつしみるに、いづれもこの気ざしおほし。然は、時により必兵乱おこり安。今かれらをかたらひ、天下の乱を企に、いなと云者有べからずといへり。

私曰、たゞしこの理、一がい心得べからず。凡兵乱をおこす事、全、我是をおこすものにあらず。天下に必みだるゝしるし有。このしるしを察し、自其世、やぶるべきに至時は、すみやかに是を起せ。世に十乱のしるし有。悪人をはかつてこれをしるさず。

ほろぶべききを亡時は、我たとひおこさず（十二ウ）と云とも、
必世上に兵乱おこつて、をのづからわれ是に応ずべし。故に人主
たる人、常々その身をいましめ、其道にたがはざる事を専ら
て、日を送給ふ時は、はからずして幸を得る事有べし。然に愚
将は、わがみち天道に違がゆへに、明暮世にいきどをりおほし。
然にこのいかりの心より、兵をおこし、事をたくむが故に、却て
其身、その家をほろぼす物也。つゝしんでこの道をさとり給へ。

清水寺炎上

山門の大衆、大勢にて下洛すると聞て、ぶし（十三才）檢非違使に
おほせ、にし坂本に向てふせがせられけるに、おしやぶられける事
評曰、古より天下をおさむる事は、仁義の大道をもとゝし、上に
私なふして、一切の人民世に有事やすし。されども天地をみるに、
陰陽有。日月あり。亦、木、火、土、金、水、有。かくのごとく
の品々有て、万事とわかれ、天地の造化をなせり。故に人も亦、
それ／＼の諸役有べし。上に君有て大徳を守り、下に臣あつて忠
義をつくす。是即天地にひとしく、然にこの時に当て、上に君
有といへども（十三ウ）仁徳なく、下に臣有といへども忠義をつ
くさず。故に天下の悪事日々にかさなり、万民苦いためり。この
上に愚法師等、私の乱を起す。是、時の君正しからずして、王法
の威なきがゆへに、この乱をおこしたるもの也。然に山門の大衆、
大勢下洛すと聞て、武士をもつてふせぐべきよし、おほせらるゝ
事、先不覚の至り成べし。山門の下洛する事、いかなる故有と、
たづねきこしめして、其義によつて、兵を出さるべき事也。是さ
へ思慮なき御事なるに、剩官軍おし敗られける事、是法皇（十
四才）御恥辱なるにあらずや。是其時にむかひたる大将の恥ある

に似たれども、六波羅の恥おほきに有べし。されば兵法に、敵有
時に討手をつかはす事、其敵をもしらざしてむかふ事、是を盲軍
と云也。まづ其敵の心と、兵の多少と、地形の善悪を知て、この
敵に、この大将をつかはしたる時は、敵の将よりまさるべき事を
知。兵の数、このたびいかほどつかはしたる時は、敵の兵数より
まさるべき事を知て、次に合戦をなすべき地形をはかり、いづれ
の所に陣をとつて、敵を待時は、（十四ウ）我軍の煩なしと云事
を謀、各、敵よりわれに其位を勝て、兵を出す物也。然にこの軍
兵、なにも慮もなく、敵をあなどりかろしめて、兵を出された
るが、故に、たやすくおし敗られて、武門の恥を失のみならず、
天下の権威をうしなふ事、是大なる誤たるべし。是併、常にやす
きに居て危を忘れ、明暮心よきにくらまされ、天下の人民を苦
め、諸国の武士にうとんぜらるゝによつて、かゝる時に至て、俄
に顛倒する物也。されば兵書にも、天下治ると云とも、武を用る
道なきにはあらざる事を、（十五才）周の太公、武王に是をつた
ふ。先馬、車、牛は、軍陣の時の陣ごや也。土居をつき、かきか
べをしたゝむる事は、軍の時の楯也。鍬、鎌は鋒也。みのかさは
甲冑也。斧鉞は城をせむるの道にて、犬はしのびをふせき、
鶏は時をうかゞひ、女ははたを織、ぬふ事を役とし、民は時にた
がやくさぎつて治む。国主は、其秋にかりくらにことよせては、
国家の不和を察し、みづから田野に出ては、民の農業をすゝめ
て、国家の安泰をはかる。君其将をえらひ、将又其かしらをえら
ひ、それ／＼の人によつて、その役を司どらしめ、或は（十五
ウ）相図のしるしを定ては、詞をもつていはざれども、太鼓を聞
てはさと、旗をみては変化をなす。故に昼ははたじるしをもつ

てつかひ、夜は火をもつてをしゆ。或は人数の組を定、賞罰をもつて人の心をすゝめ、上下一和の謀を尽て、常に国家を静にして、逆敵のなからん事を欲す。常にこの心得なくんば、いかにそ時至て数万の兵、自在にもちゆる事を得べけんやと云り。然に平氏の諸将、時の武將に備りながら明暮安きにのみあて危を忘れ、をのれが今日の威勢を頼として、天下の万人をかるんず。

(十六才)たとひ諸人今日我を敬に似たりと云とも、心中より忝恩徳なき時は、外にのみ敬て、心中にはかるんずべし。故にしらずして、天下の権柄を人にうばはれ、上下自然と思あなどり、目をひき指をさしてそしるといへども、われ曾是をしらず。故にこのたびの衆徒をも制しかねて、武威をうしなふ事、是六波羅の恥にあらずや。凡兵をもちゆるの道、其本を治ずして、すゑを制する事かなふべからず。されども本を制すると云事、是又其道の源なるべき道をしられれば世を治とおもふと云共(十六ウ)却て世を苦めて、又禍のたねとなるべし。この故に後の世の人主、かゝる処をかぐみとして、其身をいましめ、大徳を行ひおはしませ。一天下のあるじなどならせ給ふうへにては、世々末代に至るまで、聖君の名をのこし給はざる事は、是代をしり給ふ本意にはあらず。愚将もしばらくは世をしるためし有。いかにぞ是のみを本懐とは思ふべけんや。聖賢の法を心となし給ふ時は其代の上りし天地の有間は、はんじやう有べし。つゝしんで此事を論じおはしませ。

伝曰、この額うち論の事は、平家の威権を察し(十七才)みて、清盛退治有べきが為に、一院の謀也と云り。西光法師がめぐらし文の日記にしるせり。

私曰、世の乱をうかがふ事、かゝる警をもつてするは、下策の下たり。天下の礼をそむき、世に僻事をおこさしむ。いかにぞ権謀の本意たるべけんや。かくのごとくの時も、たゞその身をおさめて、身の徳をつもり、外愚にして、内をあきらかなし諸人の和をつくるふて利をむさばらず。驕ものは益々夸しめて、我是に害せられず。日々に其徳をあつくする時は、時至て戦ずとも世をしるべし。故にこの計謀、下策となすべき物也。(十七ウ)

山門の衆徒、去御葬送の夜の、恥をすゝがんとて、興福寺の末寺、清水寺におしよせ、仏閣僧坊を悉焼ほろぼす事

評曰、是天下の魔行たるべし。山門恥をすゝくにはあらず。却て恥をあらはすと云べし。故に其棟梁たる法師をば、死刑に行べき罪也。されどもこの源は、こうぶくじの衆徒、不義をなしける罪有時の帝へ訴べき事なるに、然をさしをき我々が意根を尽事上をないかしろになす。是重々沙門の修おほし。この罪又一つにあらず。是みな国王の威徳をうしなひ給ふ故也。されば(十八才)如来の法をもつて見る時は、出家沙門の心は、不義の者に向ても、我なをき道をつくし、悪人に向ても善をなすべし。是をよく、仏道を行じて、はぢをしるぶ人と云べし。悪にむかつて悪をなし、あたにむかつてあたをなす。はおなじき悪人成べし。然は、なんぞ是まことの出家となすべけんや。されば末世の仏道を見るに、皆悉がまんへんしうのあらそひとのみなして、是を仏法の威光となせり。故に末世の沙門先其寺を大きに作仏具の広大なるを調、他のてらより是大きなを我法の威光とす。故に是又財宝なく(十八ウ)してかなはず。この故に、富檀那をあらそひ、他の宗他の寺をば我剛義をもつておし破たるを、わが仏法の威光と

おもへり。是みな、大外道の族無学の俗人よりも心つたなしと云べし。仏説遺教経の文に曰、出家道を行に、其人怒をおこせば、其行悉いたづらとなれり。喩ば青冷の雲の中に、雷電生じて、大きな火、もえ出るがごとしと云り。又曰功德をかすむるの盗人は、瞋に過たるはなしとも云り。この清水寺の炎上する事は互心中の火、もえ出たるによつて、外にもこの火出来れり。されば(十九才)普門品に火坑變成池といへるも、この心中の火おこる時に、南無大慈大悲と念ずる時は、彼怒の火おさまり、忽に涼き池のごとくに成と云事也。されば心中の怒ゆへに、かやうの火事をおこす時は、其心中の火、観音の力によつてけすがゆへに、外の火もをのづからきゆるにあらずや。しかれば仏の経文、さらにうたがふべからず。凡夫の智恵くらきがゆへに、如来深甚の功力をしらず。この故観音とはなんぞや。人々自性の仏性也。然に山門の衆徒、せいすいじを焼亡、観音火坑變成池はいかにと申事、是只天魔(十九ウ)のたくひなるべし。我この経をみて、如来の神妙をかんじ、世の人をみるに、火坑變成池の功德、日々夜々に有といへども、人曾しらず。故信心を生じ、大慈大悲のちかひをたのため、くどくなきよしもあらず。然どもこの普門品、愚者の為に説経にあらず。故詳に釈せず。この功德有事、必うたがふ事なかれ。もし不審有人は、末代といふとも、天下の善智識に参じて、たづねとふべし。少智をもつてこのきやうを説あやまる事なかれ。

山門の大衆、清水寺やきほろぼしけるによつて、(二十才)一院もおどろかせ給ひ、六はらへ行幸有けるに、衆徒、ことゆへなく帰り登りければ、一院も還御なりぬ。小松の重盛ばかり御供にて、清盛

は、世上の野心をおそれて、御供仕らず。其後清盛、子息重盛に向て宣ひけるは、一院の行幸こそ、大きに恐ておぼゆれ、かねても大衆と、仰あはせらるゝ旨あればこそ、かく行幸はなし給らぬ、是につけても、猶々うちとけ、心ゆるすまじとのたまひける事

評曰、天下の武將たるべき身の、洛中の内をさへ、世上を恐て、一院の御供仕らざる事、大きな(二十ウ)誤也。一には、不礼二には武威をうしなふ害有。さればとて、用心すべき時に、みだりに身をかるんずるは、是血氣の勇にして、大將の勇にあらず。いま洛中において、かやうに恐憚時は、是我に見かたをなすもの、少、敵をなすもの多きが故也。然ば是天下みだるべきしるしにあらずや。其上一院の行幸をうたがひて、兼ても思召合せらるゝ旨もこそ有らぬ、猶々心ゆるすまじきと申事、是智有に似て却て無智にひとし。いかんとなれば、愚將は敵の謀を知て、その謀にはからるまじき事をなす。故に其氣を又、敵(二十一才)に知らるゝが故に、却て敵其氣に乗じて、又策をめぐらす。良將は敵の謀をしれ共、しらざるていにもてなす。故に敵たはかり得たりと思て、其心を緩す。故に我、其氣に乗じて、却て敵をはかる。是良將策をせむるの道也。然に清盛敵の氣を我氣にうつし、其色を顕し、詞に出す事、是却て智なきにあらずや。小松殿宣がごとく、此事努々御氣色にも御詞にも出し給べからず。結句人に心付がほにて中々悪き事也。是につけてもよく、君の叡慮にそむかせ治はず、諸人の為に御なさを施し給はゞ、神明三宝もかご有(二十一ウ)べしと申されける事、是大きな智徳大孝の諫たるべし。誠にかくのごとくなし給時は、この一言の中に天もあざむき給はざる益有。兵法に曰、大謀ははからず、

大智は、智あらず、大勇は勇あらずと云るも、爰なるべし。又代て曰、素性法師の歌に、そこいなき淵やはさはぐ山川の浅き瀬にこそあだ波はたて

伝曰、一院還御の後、御前うとからぬ近習の人々あまた候らひける時、一院のあふせには、さても今度の風説はふしぎの事を申つるものかな。露塵ほども思召よせたまは(二十二才)ざるものと仰られける事、是大きな御誓也と云り。是諸人の心をひきみ、其策をかくさん為也。其時に西光法師が、その御慮をさつして申けるは、天に口なし、人をもつていはしむと申候へば、平家以外に過分に候へば、天の御とがめ有故にこそ、かゝる事も世に申候らめと申けり。是其坐にて人々の心をひきみんとの策也と云り。されとも其時諸人いまだ平家を恐るゝ気ざし見えけるによつて、しばらく時をのべ給ふとは記せり。

私曰、この人々の御志、兵道の本意にあらず。(二十二ウ)いかんとなれば、時の人の心をかたふけずして、其事をおこさんとおもふ気ざしふかし。故にとき至らぬ間にて、様々の策をめぐらし給へり。凡謀といふものは、この心根本意にあらず。先己を全して、敵にあたを思ふべからず。身の徳を積て、日々夜々に人の心を傾て、天道と、人道との禍有事をみて、其時に乗じて事をおこすべし。虎のまたらなるはみるに安けれども、心のまだらなるは見にみへがたし。然ども徳をもつて是をみる時は、微妙の心みゆる事、明なる鏡に向がごとし。(二十三才)故に此一句兵法の神妙不思議、秘伝たるべし。口伝

殿下乗合

去程に嘉応元年七月十六日、一院御出家有。御出家の後も、万機の

政をしろしめしければ、院内、分かたし。院中に近く召つかはれる公卿殿上人、上下の北面に至るまで、官位俸禄みな身にあらばかりなる事

評曰、主上いまだ御幼年にわたらせ給ふ上は、尤一院天下の政をしろしめさるゝ事、一向其理なきよしもあらず。されども御即位のときより関白殿下、左右、大小の公卿殿上人、悉、(二十三ウ)それ／＼の官職につらなり、天下の政をなし給ふ物也。然に今其官人有といへども、院の御所より其職をさづけ給はざる事、はその官職に至る人々の智徳なき時は、などは是を改給はざりけるぞや。そのうへおしなへて不智不徳なる人々ばかりには有べからず。故に一院世欲にふけり思召て、その政をば執行せ給ふとみえたり。全世をあはれみ思召によりて、御出家の後にも、万機の政をしろしめすにはあらず。そのうへこの時天下安全なる時ならば、一院の世をあはれみ思召ける故なりとも、申(二十四才)べけれども、洛中の政さへ正しからず、剩武家にかすめられ給ひけるは、其君不徳なるしにあらざや。其上法皇の御心には、平家をねたく思召。ひまあらばほろぼしたく思召す御志は有ながら、かくまで王法をば正給はざる事、是又智略の足ざる処なるべし。法皇もし正道をしろしめさば、小松の重盛をかたらひ給ひ、天下を仁義の徳をもつておほひ給ふ時は、二度日本中興の聖代と成べけれども、利にくらまされ、欲にめで給ときなれば、千里の馬あれども、千里の能(二十四ウ)をなさず、むなしく田夫の馬やにくちぬる事、いつとてもこのなげきなきにしもあらず。然ば後代の人王、いにしへの明君、人を得たる道有事をたづね給へ。

小松殿の次男、新三位中将資盛、鷹野のかへるさに、日暮がたに、御撰祿にまいりあひ、のりうちしける事

評曰、資盛殿下の出御にまいりあふ事は、其時刻斗がたし。先殿下の御身の上にも、少は御誤も有べし。いかんとなれば、大人は軽き車に乗らず、夜遊行せずとて(二十五才)みだりにかるくしく出御なきもの也。日暮におよんでの出御は、是大人の礼にあらず。故に天子の御幸には、古は清道とて、御しるしをさきに立給へり。其外撰祿の人々、隨身をめしくさるゝも、是皆下の為によつて用たる礼也。然に暮におよんで出御なる事、是御誤にあらずや。故にかゝる事にはあはせ給ふもの也。又資盛の事は、いまだ若年なれば、是非するにたらず。其源を尋る時は、小松どの、誤たるべし。いかんとなれば、先洛中は、仙洞近ければ、必撰祿の人々(二十五才)も出御有べし。故に下官若年の人々には、兼て老功の者を申付て、往來の不礼を成しめざるやうに、しめしをかるべき事なり。清盛の事は、不道の人なれば、是非するにたらずとも、重盛は礼道をも正し、賢徳もおはします人なれば、是重盛の誤といふべきもの也。然に清盛却て殿下をうらみ奉り、重て不礼悪行をなし給事、是本書に有がごとし。中々評するに足ず。故に後の世の人々、この所に心を付て見給へ。天下の盛衰明なるべし。いかんと(二十六才)なれば、先其時の天子を始奉り、其外の公卿殿上人、時の官職を持するほどの人は、誰か平家をうとまざるべき。然はこの一つの悪行斗も、終平家の大敵となる源にあらずや。しかのみならず、この平家修長するほど、洛中の上下、天下の民、諸国の武士のつかれ多し。故に世人おしなへて、平家をうとむべし。然は是終に亡べきしるしにあらずや。故

にいまだ戦ずといふとも、このところに眼を付てみれば、軍の勝負明にみゆべし。然に愚者は、事すでに顕、両陣互に相当て、其軍の勝負をしたらんと(二十六才)ほつす。争かこの時にみゆべきや。この時に当てみんとほつする時は、心中にうたかひ多して、必みえがたし。たとひことの端々をとつて、是をみるといふとも、皆その形にかゝはる事有べし。其かたちにかゝはる時は、人数をかくし、すくなくする時は、是すくなくとなすべけんや。陣うごくは悪きと云事は、常のならひなれども、てきわざとうごきてみせなば、誤と成べし。故に、行当て豈軍の勝負みゆるとのみ心得べけんや。この本を知て、其すゑをみる時は、行当てもみる事又たやすし。故に兵法(二十七才)を学する事、必かたちにかゝはる事なかれ。易曰、臣君をほろぼし世をみだる事、是只一朝一夕の故のみならずと云り。さればこの時より、平家の乱の本と成たる事、世の人さと給へ。

伝曰、北条時政、天下の風儀をうかざはんが為に、信吉高綱兩人をもつて、上京せしめ、平家の政をみせしめ給ひけるに、この兩人洛中に遊行して、しるし帰る日記、

嘉応元年二月七日覚

一、二月七日、新院の祖父大藏大輔伊紀兼盛、謀叛の企有と、洛中なにしなふさたあり。同、山門の(二十七才)衆徒与力すと云云。

一、同十三日夜半のころ、西八条に喧嘩有とて洛中さうとう有。是かさねて沙汰なかりし事。

一、同十九日鳥羽よりかよふ車牛、ものいひたりとて、世に汰有事。

一、同廿一日入道の童、鳥丸の在家に入て、人の子三人殺害す。其

父又童三人を害し、二人に手を負せ、自害す。是によつて入道怒て、其町一町の男女、のこらず殺害せしむる事。

一、同廿三日小松殿、童の事を是より禁獄し給事。

一、同廿八日比叡山の方に旗雲たつ事。故に世の(二十八才)沙汰、北国の武士蜂起とも、亦山門一揆とも云云。

一、同廿九日院中の公卿、官位のあらそひ有て、新院一院の家族両論之事。

一、三月二日清盛一院を恨奉る事有と云云意趣しらず。

一、同四日院中の公卿、平家追討の企有とも申。亦四国に一揆有と云云。

一、院方の雲客、并京中の女子まで平家をうとみそしる事のみ、日々に沙汰する事。

一、源三位頼政を小松殿うたがひ思はれる由の事。并其気の発相数多有事。

一、同五日の午之刻より、俄に天気替て、日光赤(二十八ウ)くなり、暮に至まで次第に紫色に成ぬる事、泰親が占には、兵乱と奏聞するよしの事。

一、同十日の夜、月入て、將軍塚ひかり、京中白昼のごとくなる事。

鹿谷

故中御門藤中納言家成卿の三男に、新大納言成親卿、平氏の宗盛に加階をこえられ給事をいきどをり給ふ事

評曰、是小人たる人也。いかんとなれば、先この事深くいきどをり給ふべき人々は、徳大寺大納言実定卿也。是は此時一の大納言と申、花族雄長の人(二十九才)にして、必大臣の官に至り給ふべき人なれども、さして憤給ふ色を顕給はず。次には花山院

の中納言、是も花族其人にておはしませば、この官にのぼり給ふべき人々也。成親卿と申は、此人々よりは花族おとり給へる人なれば、さして憤給ふべき事にあらず。是併この人、院の御気色目出度おはしますすがゆへに、其威にほり給ひて、かゝる望はおはしますもの也。故に人をえらひてその官をさづけ、官によつて其禄をあてをこなふべし。然ゆへなくして、たゞ我氣愛にのみまかせて、人をあげ、智なきに官をさづけて、徳なき者(二十九ウ)に大禄をあたゆる時は、官禄にほりてはからざる望をおこし、却て逆心を企るもの也。今此成親卿をもつてさとり給へ。是成親の小人、法皇の御不徳、もつて明なるにあらずや。然其平氏の長男重盛左大将にのぼり給ふ事は、是正儀の官にはあらず。如何となれば、この小松殿と申は、文武をむねとし、父母にも孝をつくし、国民をもあはれみ給ふ志おはします人なれば、などやこの官にはのぼり給ひけるぞや。徳大寺、花山院をこえさせ給ふ事、是重盛の誤と云つべし。然ども末世といひ道おとろへぬる時には、権謀にあらざれば、仁義を(三十才)たすくる事かたし。故智徳其身に有て、すたれたる道をおこし、世の苦をたすけんと思ふ人有共、其身下官少禄の身なれば、権威なくして其志通じがたし。故に一旦は不義の禄、非礼の官に似たりといへども、先しばらく高官大禄の身と成て、其身の権威をもとめ、道を心のまゝに施し、天下を安全に治て、後には其身をしりぞぎ、智徳有人に是をゆづるべし。かゝる心得有ときは、一向に是をそしるべからず。然ども重盛の徳によつて、終に平氏の天下治らざる時は、是重盛の誤遁る処有べからず。又成親道をしれる(三十ウ)人ならば、縦心中に憤おはしますとも、其気色をあらはし給はず、

いよ／＼身の徳をつみ、実をもつて家をおさめ、其時を待たまはゞ、終にのぞまざるに、本望を達し給ふべし。是然ば以前に評するがごとく、小人となさざるべけんや。

鹿谷俊寛僧都の山庄にて、法皇を始奉り、成親卿の人々、平家ほろぼさるべき謀をめぐらされける事

評曰、この人々此度平家ほろぼさるべき企ある事、いづれも愚才の人々なるべし。いかんとなれば(三十一才) 凡敵をほろぼす事は、義以不義をうつ事を本とす。たとひ我正義有といふとも、敵の勢我よりまさる時は、先其勢をつくなふべし。故に三才の和と云事をかんがへ知べし。三才とは、天の時、地の利、人の和、是也。今平家に対して、この三つのものをかちたるもの、この時日本にまれなり。故にこの謀叛、いまだとき至らず。其上かやうの事は、一大事の沙汰なれば、常々人の気情をさつして、其気情によつく謀をめぐらし、くみせん処の人々にうたがひなきがごとくにしめしあはせて、その(三十一才) 志一向する人と談合なすべきもの也。然に淨憲法印、一向にこの事に同心なき処の、志をも悟ずして、大事をそつじに云出す事、是大きな不覚たるべし。凡兵をおたすには、敵のほろぶべきしるしをはかり、其費に乗じて兵をあぐべし。然にこの時平家やぶれがたきしるし、其品七つ有。一には小松の大臣おはしまして、身のひがごとをいまして、より／＼入道清盛を諫、上をたつとみ下をあはれみ給ふによつて、時の武士その恩をかうふるやからは、なへて一和するによつて、たやとく兵をおこしがたし。(三十二才) 二には天下において、官軍に心をあはすべき者は源氏の武士也。しかれどもこの源氏等いづれも其いきほひよし。故に心中にはおもひよるとい

へども、外に平家をあざむく事かなはず。三には諸人の心利欲にかゝはるもの也。今利を貪、志をとげんには、平家にこびへつらふより利有事なし。故に我親兄弟の事成とも、利欲の為にはあざむきすて、富人に方人せんと思ふときなれば、心中に平家をうとむといへども、富に付利にくらまされて、いづれも其心変じ安き時也。四には時の天子、平家の家族にむつび給へば、王(三十二才) 命をかるべきたより少し。五には平家のふところのうちに、事をたくむがごとくなるによつて、方事心にまかせかたし。諭くみせんとおもふ人ありとも、其時節をうかゞひて時を待べし。若事露なば、すみやかにとりひしかるゝ事安し。六には平氏の一門、みな時の人にこえて国領多し。故に兵数も亦味方より多し。七には平家しかも一院をうたがひ奉り、万事その心をゆるさず。小松殿心中にはかりことをめぐらし給ふ時也。さればこの七つのものは、是平家勢のあまり有しるし也。然に成親この理をも弁(三十三才) 給はず。洛中に有て謀叛をたくまれける事、おろかと云にたらず。末代と云とも兵をおこさん人、此所に背時は、必其利をうしなふべし。このゆへに軍法よく／＼この所に向て眼をつけよ。いまだ戦はざるさきに、勝負の道あきらかなる事を知べし。むかし春秋の時に、晋の国に平公と云人は、斉の国をうたん事をたくめり。故に先敵国の案内をみせしめんが為に、范昭といふものをつかはされ斉国の様子をみせ給へり。范昭斉国に行てせいの景公にあひたてまつれり。景公范昭にあひ給ひて、様々のちさう有けるに、はんせう(三十三才) 敵の心を見んが為に、景公の御しやくをこふ時に、斉の臣下に晏子といふもの景公に代て、酌をなす。時に范昭偽て、酔たる真似をなして、斉国の大

師に申けるは、我よく成周公の樂を奏する事を得たり、即今君王の御前にて是をまはんと云。斉の大師是をき、かれが偽旨をさとり、成周公の樂は、天手の奏し給ふ樂也、范昭人臣の位にして是をまはん事、我未其礼をきかずと云り。故に范昭興をうしなひ、晋国に帰り、平公に申けるは、斉国いまだ攻べからず、いかんとなれば、某偽て其君を恥しめん(三十四才)とすれば、晏子其志をさつして、其礼をみだらず、我その礼をくらまさんとすれば、大師速に是をさとり、是賢臣その威権をつかさどり、国を治る時なれば、戦て勝事かたき時也と申て、其軍をおこさずと云り。是を古より聖人もほめ給ふとみえたり。然に今の人々、其國中に有ながら、平家のほろぶべき位をさとり、妄に大事を沙汰し給ふ事、おろかといふに足す。

鹿谷にて寄合の時、大納言成親卿のかりぎぬのすそにへいぢかゝりてたをれければ、法皇、御覽せられ、是いかにとおほせられけるとろに、(三十四才)成親宣けるは、平氏たをれて候と申されければ、俊寛僧都はしり出て、其へいぢめは、首をとるにはしかじと申されける事

評曰、是いづれも愚案のふるまひたるべし。如何となれば、天下の大事をおもひたつ身のいかんぞかやうのたはふれごとを云べけんや。仮初にも言舌に出すべからず。いかなる者かきつつけて、大事の謀漏べき事危からずや。云ずしてかなはざる事なりとも、直にその事をあらはしては沙汰せざるもの也。この故にあひことばを定て、そのしるべき処のものはかり其心通るやうに万(三十五才)事をさたすべし。次には府と云ものを作て、その府をとりやりする時は、互の心通ずるやうにもなるべし。故に印判四十

八作て、その判にて文字を書てつかはす事有。是を印府とも云也。其外白紙などを遣したも、先にて兼て相図を知時は、其白紙に書つかはしたる文字しれやすきことはざなと有。然共か様の事を用る事、全兵法の本意にはあらず。次に警と云に上中下の三段有。上の謀と云は、たとひ下の策を用るとも、其時に応ずるが故に、上の謀とす。下の策は、たとひ上の策に似たりと云共、其時に応(三十五才)ぜざる時は、是下の策也。されども、上智、中智、下智の三つによつて、智謀三つあり。この理を知時は、今この鹿谷の警もかくは有べからず。いづれも愚者のよりあひなるによつて、時至らぬ謀叛を企、終其身の禍を受たり。凡策と云ものは、久敷をよしとせず、速に用る事をよしとすべし。其事のび／＼なれば、必もれやすきもの也。故に太公曰、謀はひそかなる事をたつとすとするとも云り。又曰、陰謀は進速なるにしかずとも云り。故に後世の人、つ／＼しんで三つの智謀の位有事をさとり給へ。伝附有(三十六才)

多田家伝軍計の巻に曰、夫兵をあげ、軍を用る事、策をさきにすべき事五つ、一には愚者は利欲に心かたふきやすし。故に金銀財宝にて是をかたふくべき事。二には賢者は其名を求る心有。故にかれをたつとひ、礼義にしたがつて是をはかれ。まいない小宝をもちゆる事なけれ。只其志をふかくして、おくるに軽き物をもつてすべし。三には人多はよるこふことにつきしたがひ安し。故にその事にしたがつてはかる時は、かれかならず侈を生ずるもの也。このゆへに種々の事を好み用る事有べし。いかにも彼にしたかつて、其事(三十六才)を長ぜしめよ。かれ必まどひ安し。四には其家の臣下の心をさとれ。其気情に応じてこれをかたふけよ。

必二心ある時は、其家治りがたし。このゆへに臣と臣との威勢をあらそはしむべし。若然ときは、謀の便多し。五には色に付けるものあり。遊興を好もの有。財器をもとむる者有。この三種人間に多き重病也。故にその好所にしたがって、其心をさまたげよ。され共この段、をのれが心明にして、まどひなく、その家を治、近国をしたがへきふくせしめ、敵には交なくしてそのむつびを妨、敵と敵との間を隔、(三十七才) 時至るときには速に兵をあげよと云り。是誠に権謀の小道なれども責てかやうの心得有時は、この人々の訾、少は利あらんものか。しかれども天いかり神いかる事をしらずんば、謀叛と云事用がたし。故に大事の伝受、爰に有べし。更に筆端に記に尽がたし。

鵜川合戦

近藤判官師経を、加賀の目代につかはされける処に、鵜川と云所の寺にて、僧どもあまた湯をわかしてあびけるに、師経みだれ入て、かの僧どもをおひあげて、其湯を我身もあび、雑人ばらに(三十七ウ)もあびせ、馬の湯あらひまでなさせけるによつて、寺僧ども怒を発し、さんぐに師経がもの共をちやうちやくせんとす。故に師経怒て、終には鵜川をせめほろぼしける事

評曰、目代師経が事は、元来大悪不道の者なれば、評するにたらず。しかるにかゝるぶたうなるものを、目代としてつかはされける事、時のみかど或は摂政の御ひがごとたるべし。されば上古より国郡を守らしむる事、村には士を備て、その村中の事を取おこなはしむ。士と云は、民七百人に勝たる才徳有ものを云也。里には武と云(三十八才) 者を備て、士十人の司となせり。郡には吏と云ものをそなへて、武十人のつかさとなせり。又吏十人の司

には、国司を備たり。いつれも次第しだいに才徳のまさりたるものをもつて、其国を治給へり。然にこの師経がごとくなる者を、国の目代となし給ふ時は、結句民をつからかし、礼義をみだり、却て国の乱を生ず。しかれば目代をつかはさる事、その国民を思召にはあらず。たゞ目代師経一人を思召故也。さうして悪主の時世には、奉行目代につかはさるゝものをば、其者に恩をあたふるがごとくにおもふもの也。この心は、其奉行(三十八ウ) 目代に成たる処の権威をもつて、下をかすめてむさぼりらしめんが為也。故に其国弥勞苦み、却て世の禍となれり。明皇の世には、奉行目代につかはさるゝものには、先禄を給りて、其ものを君よりのみ思召よしあふせられて、つかはされたり。是はその時世の奉行目代、一りうも私をなさず。民をあはれみいたはるによつて、結句奉行目代の私の宝を費により、其役にそなへらるゝものも、さのみよろこぶ事なし。悪主の時に、かゝる役におほせつけらるゝものは、上よりも恩となし、又其人も是をよろこぶ事、是みな国民の為と(三十九才) ならざるしやうこ也。今のみかど、師経を思召ほどに、加賀の国民を思召時は、その目代につかはさるべきものを、必えらひおはしますべし。されば人いかなる悪人なりとも、我子に付べき者をば、よきものをえらひてつけたくおもはざるもの有べからず。故に後代の人主、国の地頭代官を置れんには、其国の民と、又其をかるゝ所の代官と、いづれかしたしきと、君の心にてたくらべ御覽じて、民を子のごとくに思召てつかはさるゝ時は、其国治り長久成べし。あゝかなしひかな、末世に至らば、必この道たへ果て、国をおさめんと思ひて、地頭をすゑたりとも、(三十九ウ) 其地頭まごとの志なき者ならば、却

て其国を乱し、世の禍となるべきもの也。慎で此大意を悟給へ。

鶉川の僧徒、師経と合我をなしける事

評曰、師経無道を行じて、古より国方のもの入部する事なき先例なるを、師経おし破て寺中に入たる事、尤是僧徒道理有といへども、道理非の理を論ずる事は、俗人の事也。出家は理非の理さへむさばらざるもの也。其上出家と云ものは、柔和忍辱をもつて、その身の行とするがゆへに、かゝる無道の族に向てこそ、にんにくをば行処なれ。されば釈尊十大みでしに、智恵第一の舍利仏尊（四十才）と云尊者御坐在に、六波羅蜜と云行をなし給に、にんにくはらみつの行にあたりける時、乞眼ばらもんと云大外道、この行を妨が為に、しやりほつに向て、両眼の玉をこひけるに、舍利仏この行むなしくせん事をかなしみ給ひて、両眼をぬいて外道にあたへ給へば、外道是をうけとりて申けるは、御眼の中に有ける時は、いさぎよきものなれども、只々ぬいて給りたれば、以前と相違して、けがらはしきもの也と申て、大地に投すて、足にてふみつぶす音して去けり。しやりほつ是をきこしめされ、それほどにせんなきものを乞（四十ウ）取けるよと一念の恚をおこし給によつて、此行いたづらに成たると云り。されば上代には、かゝる事さへ有けるためし有。況其流をくむ沙門として、いかんがかゝる事に怒をおこし、俗人と合戦をばいたすべけんや。たとひわかし置湯をもつて、下人にあひせ馬をあらふたり共、沙門は慈悲心を本とすれば、強に怒べき事にあらず。猶々礼義をたゞしくして、少も放逸を行ざる時は、師経いかなる無道人なりとも、鳥獸さへ仏性あれば、終には是に恥ざる事は有まじ。た

とひ彼かつにのり、弥無道を行時は、（四十一才）其罪かさなつて後に、帝へ訴べき事也。たとひ沙門訟ずと云とも、いかんぞ天罰をば遁べけんや。しかれば師経か罪科は終にのかれず。僧徒の道理は終に立べし。然に弓矢をたいして、人を殺害する事、いかんぞ沙門の道とすべけんや。故に末世の法師、諸宗ともに、この理を失、何もがまんおんできの心にて、利欲をあらそふ事を見給へ。或は寺の為、宗門のためとは、大きな訴をなし、人を害せん事をたくむ。かゝるものせめて仏道の為をおもはずとも、他人の為をおもひなば、仏道のためとも成べし。仏法の為（四十一ウ）をおもふ沙門、却て仏道をやぶる事、世に多し。然は末世の沙門爰に眼をつけ給へ。

加賀の国司師高、同目代師経、兄弟のものども、鶉川を責ほるばせしによつて、うがはの本寺白山三社八院の大衆、悉起て、比叡山にのぼり、山門と一味して、此事を仙洞へ訴申けるに、其沙汰とりあげ給ざるによつて、山門の大衆、神興を陣頭へ振下たてまつる事評曰、それ世尊、三乗十二部経を説給ひける事は、はかりなき品々有といへども、畢竟は心と念との二つにきはまれり。故に或は、妙と説、法ととき、（四十二才）有無と説、色空と説、各わかれて其名異也といへども、悟てみれば方法一如也。心迷時は仏も凡夫となり、心悟ときは凡夫仏となる。然に山門の大衆、一念の観法をさとらずや、もすれば、瞋恚の悪念をおこし、怨敵をふくみて、むなしき神興を功に立、陣頭へふり奉る事、是いかんぞ如来の遺戒を守る沙門とはすべけんや。されば釈尊は一切の凡夫のこの法にしたしまざる事をなげき思召て、和光の方便をめぐらし給ひ、仏力神力の通妙不思議を説給へり。故 念彼観音力に

は、火坑も変じて池となり、一念名号の功(四十二ウ)力には、無量の罪も忽に滅すと説給へり。されば悟の眼をもつて、此文をみるときは、誠に其功德有するたがひなし。然に凡夫は、この理の甚深なる事をさとらずして、却て仏説をあざけるもの有。彼観音を先念じ奉らずしては、はやく火坑のへんぜん事をおもひ、名号の一念なくして、無量の罪の滅せん事を思ふ。いかんぞ功德有べけん哉。或は又万里の道に、一步もあゆまずして、其道の遠きをおしはかりて、ゆかざるものあり。故に如来其害有事を愁給ひて、さまざまに利益の法を説置給へり。古人曰、一代の経説は(四十三才)空拳黄葉と云り。この心は、黄色なる木の葉を以、是黄金也とて、童の鳴をすかすがごとし。然に山門の大衆、黄色の木葉をとりて、黄金となし、むなしき神輿をかたげまはり、天下の大乱を生る事、はいかんが誠の法師となすべけんや。されば神とはなんぞや。神道に曰、天地の元氣、衆生の本心とも云り。仏とはなんぞや。経にいはいく、即心即仏と云り。かゝる道理を弁なば、なんぞかやうの乱をば起べけんや。然ども詭法実相の時は、無心の木石も仏体仏心也。故にこの御輿則真の神也。されども悟故には諸法実相、迷故には、(四十三ウ)十界の流伝有。故に神仏の内証をくらますによつて、神輿もむなしきからひつにおなじ。永久年中より以来、上門の大衆や、もすれば、神輿を振下奉る。この時迄七ケ度にあたり。是皆祖師伝教大師の心をさとらざるが故也。如来の法に非法なしといへども、末世に其法をあきなふ愚法師、私の欲を心根とするがゆへに、却て仏の法をやぶれり。故に其すゑの誤を取て、仏法は邪法と云て、世々の俗儒、是を嘲弄。世俗に難ぜらるゝがごとくに、仏法を行なすものは、是

まことに仏道をさまたぐるものにあらずや。このゆへに仏、此理(四十四才)をさと給ひて、我弟子のうちにおいて、我法を妨るもの有べし、獅子身中の虫のごとしとも説給へり。迷て法を説ものは、其罪必多し。たとへば愚医の病を療ずるがごとし。その病人をして、その病を治せんと思ふといへども、其身おろかにして、其病の性を知らざるによつて、薬を用るといへども、結局其病に逆て、弥病人を苦ましむるがごとし。末世の愚法師も又々かくのごとし。我は仏道を修し、仏の方人なりと思ふといへども、汝が心と仏の心と同じからざるがゆへに、却て仏法のあたとなれり。それに従て、聞処の者も其氣に応ぜざるが故に、却て邪(四十四ウ)法にきうけて、邪道にいらしむる事多し。今の山門も仏法の方人にして、却て仏法を破もの也。故に能々仏の真理を開覚すべき物也。

御輿振

去程に山門の大衆、師高、師経、流罪にしよせらるべきよし、度々訴詔に及といへども、さいきよなかりし故に、三社の神輿をふりくだし奉るによつて、源平両家の武士におほせて、ふせがせ給ふ事評曰、是は以前に加賀の国司目代をつかはされける処によつて、鶴川合戦の句にて、その評明也。是畢竟時の帝王の御誤也。安きに(四十五才)居て危を忘れれば、小事かならず大事と成て、かゝる乱出来ぬるもの也。この時武士をもつ事、ふせがせ給事、是弥帝王の御誤有しるしにあらずや。一夫のあるじとして、万人の上に御坐在、世の訴を正し給はざる時は、上におはしましたるしるしあらず。故に此許審ならず。源三位頼政は、わつか三百余騎をもつて、北の御門、ぬひどの、陣

をかため給ふに、所は広し、人数は少し。大衆是をみて、頼政のかため給手より、神輿をいれんとす。頼政いそぎ馬よりとびおり、甲を脱、手水をつかひ、先神輿をおがみ給ひければ、(四十五ウ)兵共も皆々かくのごとくになしけり。其後頼政卿より、大衆の中へ便者をたて今度山門の御訴詔理運の条、論ずるに所なし。神輿入奉べき事、子細におよはず候。され共、頼政無勢にして、かため得ず。態あけて入奉る所よりいらせ給はゞ、山門の大衆は目だりがほしけりなど、後日に京童の申さん事、いかゞに候。又この所たやすくあけて入たてまつらんとすれば、宣旨を背に似たるべし。又ふせぎたてまつらんとすれば、医王山王の御罰も恐有。かれといひ是と云、身においてなんぎ是にしかず、東の陣頭は、小松殿大勢にて(四十六才)かためさせ給へば、願はこの陣よりいらせ給へかし、と申されければ、理にふして東の陣頭よりみこしを入たる事

評曰、頼政卿、礼義をもつて大衆をふせがれける事、是兵法に相かなへり。いかなとなれば、先小勢にてかためがたき所へ敵むかひなば、攻やぶらるゝ事安し。然ば是君の為にあらず。大勢にてかためたる処へ、敵をむかはせける事、是兵法の理にあたり。たゞし頼政、臆したりなど存人も有べし。それは血氣の勇にして、大将の道にあらず。その上この敵、よのつねの(四十六ウ)敵にはあらず。一には神と云、二には法師なれば、是心ある謀也。其上源平の隔有間なれば、頼政の心中に、必慮有とみえたり。故に兵法にかなふもの也。されば戦場に向て、みかた小勢にして、敵は大軍、しかも敵陣よく治りて、一和する時は小をもつて大にできする事勝べきしるしなし。故に礼義をつくして、謀をもつて其難をさくるにしかずと云り。然共兼て其慮なくして、この

時に至て、俄に其策をもとめんとするとも、たやすくかなふべからず。故によく／＼人の気情をさとする事肝要とすべし。今この頼政も、よく、衆徒の氣(四十七才)情をさつして、其氣に随て、この警をもちいかれたり。兵法曰、其氣をさとらずして謀をもちゆる時は、却て其身の害をなすへしと云り。

伝曰、山門の大衆、陣頭へ神輿をふりくだし奉る事、其きこえありける故に、帝よりの宣旨に、武家に仰付られ、門々をかためさせらる。頼後の思案に我小勢にして、大敵の剛氣をふせがん事かたし。又は神輿に向て弓矢をとる事本意にあらずとおもはれければ、宗雷と云ものに、この事いかんがして治べきと談合せられれば、宗雷申けるは、天地の間の事、柔弱剛強の四つを離すれば、(四十七ウ)故に太公も、三略に専このむねを述たり。鉄石かたしといへども、火柔にしてやはらかなれば、よく是をとるかす。然に今、山門の気情大きに剛勢也。弱をもつて是をふせがば、必子細有べからず。外には礼を尽し、内には武勇をふくんで、この策にて彼を治給へと申ければ、頼政この策をもちい給ふと云り。或人問て曰、柔弱剛強の大意如何。答て曰、われ今君が為に其あらましを説べし。次第によつてさとり給へ。

第一柔法(四十八才)

凡謀八万四千也といへども、其大概柔、弱、剛、強の四つ也。柔、剛、は上にもちゆる処、強、弱、は下に用る処也。情この四法を察するに、天に有るときんば元亨利貞の四徳、春夏秋冬に応じて、物を長じ物を罰す。人に有るときんば仁義礼智の四徳、軍に用るときんば柔弱剛強の四計本来豁然として万種に應じて孤明也といへども、世人曾てしらず。それ柔とは道德仁者己を全して、

諸を恵。是をもつて根元第一の柔を用謀とす。口伝
 第二、天下を治、国を守べきの源は、常に民の苦を察し、己が心よきの事を禁に、上下をつかふに五つ（四十八ウ）有法曰、智也、官也、禄也、職也、時也。心智によつて官を授け、官によつて禄をあたへ、禄によつて職を授、時によつて役をあたへよ。其心智なきに、官を授時は礼法乱て上必位を失。上くらゐをうしなふときは、下自あふる。是を不義の官といふ。官なくして禄をさつくる則、驕を恣にして己をそこなひ、人を害す。諂人に謀られて上を軽じ、上をかるんずる事、極則、必逆敵生ず。是を不義の禄と云。禄なふして職を授則、職士必禄を貪て政に私曲有。政直ならざるときんば、民苦。民苦則上威をうしなふ。威を失則、世みだる。これ（四十九才）を暗義の職と云。時をもつて民をつかふときは、其益を長ず。時をまげて下を使則は、必下を害するの祇となる。是を殺生の法と云。故に明君正師求えて天道を行す。是以往昔の君子、善人を求。これ柔を用る策也。口伝
 第三、上正しき則ば、たとひ暫時の無道の士あつて謀叛すといふとも世人挙て是を憎む。故にせめざれども、自ほろぶ。己を全して下をうたがはざるを名付て真の柔とす。故によく剛を制す。是又柔を用るの謀也。口伝
 第四、臣としては君に事事みづから正心を要とす。（四十九ウ）故に能私欲を禁て上をうやまひ、君命をば実をもつて答、用べきを悟て諫、いさめて用ざる時は、怒ずして義を賢守て、己が礼を乱ざるは、臣よく柔を用る謀也。口伝
 第五、遠国の代官としては、天下を敬、国民を勞せず、自の制

法は、外天下の法を用よ。若上の法曲則、内には必民を恵謀有べし。その恵べき所以のものは、国主の正心也。正心よく己が非をいましめ、一紙一毫たりといふとも、私の好欲に禄を費す。上より乱舞遊興の悪道はじまり、又は天役等の事始る共、三四番に是をつとめ、他人と（五十才）争の心を止べし。かくの如の事を、己が威名にせんとするものは、身のほろぶる事をしらず。なんぞ挙て物とするにたらざるや。随者をば是を憐み我慢のものをば是をすかせ、己を全して国家をおさめば、国主の柔をもちゆる謀也。口伝
 第六、敵兵味方の十倍にして、しかも剛勢なるときんば、全戦べき時にあらず。策をもつて且降て、時を待て止事なきに至て降則ば、天みつから降の理也。故に終に必益あり。是亦柔をもちゆる謀也。口伝
 第七、敵味方対陣の時、みかた多勢にして敵小勢（五十ウ）なりと云とも、必諷事なかれ。敵軍一和して、其色黒共、能静なるときんば、味方早く地を治、士卒を安じよく備、よく計て、敵の剛氣をくだけ。柔をもちゆるの策也。口伝
 第八、敵一和して味方の軍に討てかゝらば、伍法を全して、左右に開て結べ。敵かへさば、又ひらけ。かくのごとく三度分合する則、敵の勢勞して足なみみだるべし。虚に乗じて中を討て敵を分よ。乱るに應じて、其將をとりひしげ、柔をもちゆるの策也。口伝
 第九、敵剛情にして慮なく、強て戦を好則ば、（五十一才）悪地に引入て伏兵をもつて是をうて。柔を用るのはかりこと也。口伝

第十、敵險難にさゝへて戦べき便なくは、味方も險阻をかまへて諸兵を捕へ。是柔をもちゆる謀也。口伝

第十一、円柔の法。秘伝

かくのごとく用るときんば、柔よく剛を制す。故に太公曰、柔設ところ有といへるは是也。

第二弱法

それ弱とは、自弱とする者は真弱にあらず。分別をもつて弱を修せんとほつするときんば、却て臆病無勇の士となる。弱とは偏強に對て弱也。(五十一ウ) 故に弱よく強にかつ。たとへば君より官祿を蒙て身命を立るものは、其命を捨る事、君の為に捨。是を名付て真義の武士とす。故に私の口論、他の邪狂の人と、徒命を果さずして、主恩を報ぜん事を心とするを、根元第一の弱法とす。趙の藺相如、廉頗にあふて、退て命を助しは、能、真の弱を用るもの也。是強に勝ぬるにあらずや。口伝

第二、君は下の讐を免し、曲を直し、下の諫をあげ、常に政をきく毎に、顔色を和、言語をむつまじくするは、弱を用る策也。口伝(五十二才)

第三、弱は臣の專にする処也。臣君に諫をいゝ時、君是を欺て用給はず。却て怒給ふと云共、臣、然をいからず、猶礼義をみだらず、一度暗君をして清明ならしめんと、いさむべきの方便を心とするを、真の弱とす。故能強に勝、君もちいざるの諫を、臣、怒っている時は、却て益有べからず。楚の范増、ちんどくを食し命をうしなひ、呉の伍子胥、刃にかゝつて眼を軍門にさらし、死すといへとも、是みな己が名をあぐるのみにして、全君の益にあらず。民を恵の徳なし。故に臣君を諫には、弱

をもつてつかへよ。しかりといへども諫べき(五十二ウ)の時にいさめざるは、官祿を貪盜賊と云。汝が諂曲をすて、正心を存を、弱を用る策とす。

第四、敵多勢にして其勢偏強なるときんば、先みかたの天気時色を察せよ。時不和にして、多きなるときんば、しばらく退て險難にそなへよ。弱を用る策也。口伝

第五、敵勢強大にして、後にそなふべきの地なく、左右に救べきみかたなくは、早速に退て戦をいどまず、情を悟て降人となれ。弱を用るのはかりこと也。口伝

第六、一旦策をもつて敵をうつと云とも、敵の(五十三才)兵多強にして、重て寄べきと思ときんば、早速退て其地を転ぜよ。弱をもちゆる謀也。口伝

第七、他人強行を用、或諍論等を好時は、みかたは弱をもつて是にしたかふ。却て乗べきの理多し。じやくをもちふるの謀也。口伝

第八、敵短才偏強の策をめぐらし、味方を勞せんと欲せば、彼に乗じて却てやぶれ。弱を用謀也。

第九、敵の攻具強大の具をもつて攻る時、味方は柔弱の具をもつてふせげ。火をもつてせむる時は水をもつてふせげ。水をもつて責むる時は、船筏をもつて是をしのげ。皆敵の功を費て、却而(五十三ウ)勝事多。弱を用る謀也。口伝

第十、敵強をもつて不意に来るとも、驚て是に当るべからず。味方を一和して、其虚に備よ。弱をもちいる謀也。口伝

第十一、円弱之法。秘伝

かくのごとく用る時は、弱、能、強を制す。故太公曰、弱用処有

と云るは是也。

第三剛法

それ剛は自剛とする者は賊也。己を全して、下民を安じ、国に勞たる兵なく、民に飢たる色なく、下をうたがふ恐もなく、士卒をつかふに（五十四才）手足のごとくし、天下をひきうるに掌に、握がごとくするを、根元第一の剛とす。口伝

第二、臣としては不義の官職をあらそはず、忠には骨肉を割るゝと云とも、勇義を変さるを、臣の剛法とす。口伝

第三、人としては身命を立る所、義によつてたてよ。飢て死し、貧して苦とも、君はもつて君たるべし、臣はもつて臣たるべし、

民は以たみたるべし。其志を置所、万民の為に止て命を諸人の為に終らんと、信力賢固なるを、剛を用る謀とす。（五十四ウ）

第四、其色美々として深、其愛深思として染、其味厚味にしてかんなばしく、其財高くして重しと云とも、不義なるときんば省ざれ。色をすつる事死骸のごとく、愛をさくる事怨敵のごとく、味に

着せざる事糞土のごとし。財宝をみる事瓦礫のごとくせよ。かくのごとく用るときんば、剛を用る謀とす。口伝

第五、敵に十悪積り、内乱外背則、剛をもつて不意をせめよ。

剛を用る策也。口伝

第六、両陣戦屈して、味方おつべき地なく、此度勝負を決せずんば、終敵の為にほろぼさるべきときんば、（五十五才）一和三合の法をもつて、不意に敵を敗れ。剛を用るはかりこと也。口伝

第七、敵多勢也と云とも、兵氣不和にして、備全からず、其色白則、味方の小勢を補て、てきの偏柔を破れ。剛を用る謀也。

口伝

第八、みかたの兵臆せば、兵得神變の法をもつて、威を振、士卒に強法の妙薬を与て、敵を欺け。剛を用る謀也。口伝

第九、恐地をば隠し、畏地をば欺け。剛を用る謀也。

第十、敵の臆情をば、空法をもつて責よ。剛をばなやまし、弱をばくぢけ。剛を用る謀也。口伝（五十五ウ）

第四強法

第十一、円則之法。秘伝
かくのごとく用る則、剛の剛たる理也。故太公曰、剛も施ところありと云るは是也。

それ強は、自強也とする者は却て狂乱に同じ。必他の怨を受けて、敵を求の祇となる。強とは偏弱の為に強也。倭人進で讒を入れども、邪に変ぜず。姦臣不義の政をすゝむれども彼感ず。賞罰を明にし、邪正分明なるを、根元第一の強とす。口伝

第二、臣、君に事に諂友に惑はず。五欲にひかれず。他の徳人を誹す。君に善人を挙を喜、身命（五十六才）を私の安に任せず。善に向て勇事矢の疾がごとくなるを、強を用る策とす。

第三、国を得ば、將にあたへ、地を得、士卒に与、恩を施て悔ず。義をかんじて喜事勇猛の獅子のごとくせよ。強を用る謀也。

口伝

第四、十死の時には生を思はず。死を極て命を風塵のごとくせよ。逃べきに至ては胸をさくとも死を決する事なかれ。強を用るの策也。

第五、敵をせむべき時には、鉄壁險難をいとほされ。攻まじき時には目前に来てあふるゝとも、備を蜜して敵の為に策られざるを、強を用（五十六ウ）る謀とす。口伝

第六、敵にかこまれ、外にたすくる味方なく、内まほる兵なく、しかも食乏して、其通道を塞ば、三種疾戦の法をもつて是を出て功をとげよ。強を用る謀也。口伝

第七、謀を設ては前後をうたがはず、早く是を用て急に敵をせめよ。天明なるが故也。強をもちゆる策也。口伝

第八、両軍相對して、数度かけあひ終て後、敵一和して味方を破らんと来時は、第一よくてきの色を見て、騎兵をもつて円陣に(五十七終才)そなへ一和して是をかたくせよ。強を用策也。口伝

第九、城を攻に法のごとく兵有るときんば、城内地利を察し、時至においては、鉄砲落石詭勢を悟て、変蛇の法をもつて急にとりひしげ。強を用る謀也。口伝

第十、かゝる時に引事を知、引ときにはかへす事を計、難に逢て憂ざるは強を用謀也。口伝

第十一、円強の法。秘伝

かくのごとく用則、利あらずと云事なし。是をもつて太公曰、強も兼加とて有。此四者兼其宜を制すと云るは是也。

平家物語評判第一之下 (五十七終ウ)

注

〔一〕 大津雄一・日下力・佐伯真一・櫻井陽子編『平家物語大辞典』(東京書籍、二〇一〇年、六四七―六四八)

〔二〕 堀竹忠晃『平家物語』の受容と変容―『平家物語評判秘伝抄』「伝」の部における方法と人物形象―(『論究日本文学』六四号、

一九九六年、八―二二)、同『平家物語評判秘伝抄』の編著者について―「評」の部における思想的背景―(関西軍記物語研究会編『軍記物語の窓 第一集』和泉書院、一九九七年、四五九―四七八)

〔三〕 阿部美知代『平家物語評判秘伝抄』―作者周辺について―(『国文目白』五四号、二〇一五年、二四二―二五〇)、同『平家物語評判秘伝抄』―土佐坊斬られをめぐって―(『日本女子大学大学院文学研究科紀要』二二二号、二〇一五年、一一―二一)、同『平家物語評判秘伝抄』―渡部治左衛門考―(『日本女子大学大学院文学研究科紀要』二三号、二〇一七年、一一―一五)、同『平家物語評判秘伝抄』―養生の道―(『日本女子大学大学院文学研究科紀要』二四号、二〇一八年、一一―一四) 同『平家物語評判秘伝抄』の中の『源平盛衰記』―清盛・宗盛・安德天皇の評価をめぐって―(『日本女子大学大学院文学研究科紀要』二五号、二〇一九年、二七―三九)、同『平家物語評判秘伝抄』作者考―林家との関わりについて―(『国文目白』五九号、二〇二〇年、二六―三三)

付記

本研究は、JSPS 科研費 20K00317 および、二〇二一年度大妻女子大学戦略的個人研究費(課題番号 S2109)の助成を受けたものである。特に翻刻部分については、大妻女子大学の大学院科目「中世文学演習Ⅰ」および自主ゼミによる輪読の成果に基づき、小井土の責任の下に取りまとめたものである。

(受付日: 二〇二二年一月二七日、受理日: 二〇二二年一月二
六日)

小井土 守敏 (こいど もりとし)

現職: 大妻女子大学文学部日本文学科教授

筑波大学大学院博士課程文芸・言語研究科単位取得退学。

専門は中世軍記文学。

主な著書: 『曾我物語 流布本』(武蔵野書院)、『流布本 保元物語 平治
物語』(共著、武蔵野書院)、『大妻文庫 曾我物語』上中下(共著、新
典社)、『二松學舎大学附属図書館蔵奈良絵本 保元物語 平治物語』(単
著、新典社)、『長門本平家物語』一〜四(共著、勉誠出版) 他

A Reprint of “*Heike-monogatari hyoban hidden shou*” (1)

Moritoshi KOIDO¹ Yuka KUSUNOSE² Akari OGAWA²

¹ Department of Japanese Language and Literature, Faculty of Humanities, Otsuma Women's University
12 Sanban-cho, Chiyoda-ku, Tokyo, 102-8357 Japan

² Graduate School of Studies in Human Culture, Master's Program for Studies in Language and Culture,
Otsuma Women's University
12 Sanban-cho, Chiyoda-ku, Tokyo, 102-8357 Japan

Key words : Heike Monogatari, Note, Reprint